官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する告示（農林水産一五七四）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所令和七年度財務諸表、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和七事業年度財務諸表、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五

法規的告示

○農林水産省告示第千五百七十四号

平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十月十九日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。		平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。	
物	施設	物	施設
一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～二十三　（略） 二十四　CPF NH FOODS COMPANY LIMITEDの登録番号第百五十九号の施設（タイ・チャチューンサオ県ムアン郡所在） 二十五～三十二　（略） （削る。） 三十三～百四十六　（略） 百四十七　メケニ・フード株式会社の登録番号第LTO―三〇〇〇一四〇八九八五八の施設（フィリピン・パンパンガ州ポラック所在） 百四十八～百五十三　（略）	一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～二十三　（略） 二十四　シーピーエフフードアンドビバレッジ株式会社の登録番号第百五十九号の施設（タイ・チャチューンサオ県ムアン郡所在） 二十五～三十二　（略） 三十三　高雄空厨股份有限公司二廠の登録番号第六四―〇〇五一九二―〇八号の施設（台湾・高雄市小港區中山四路二之六号所在） 三十四　嘉一香食品股份有限公司の登録番号第九九―六六五五〇三―〇三号の施設（台湾・屏東県崁頂郷崁頂村所在） 三十五～百四十八　（略） 百四十九　メケニ・フード株式会社の登録番号第LTO―三〇〇〇〇六六二八〇四五の施設（フィリピン・パンパンガ州ポラック所在） 百五十～百五十五　（略）
二　表の農林水産大臣が定める基準に従って熟成処理した牛の肉	一　（略） 二　カラスコ会社の登録番号第三号の施設（ウルグアイ・カネローネス県パソ・カラスコ所在） 三　（略） 四　カネローネス会社の登録番号第八号の施設（ウルグアイ・カネローネス県カネローネス所在） 五～九　（略） 十　Frigorífico Las Moras（Chiadel S.A.）の登録番号第百四号の施設（ウルグアイ・カネローネス県カネローネス所在） 十一～十四　（略） 十五　ニレア会社サン・ハシント工場の登録番号第三百四十四号の施設（ウルグアイ・カネローネス県サン・ハシント所在）	二　表の農林水産大臣が定める基準に従って熟成処理した牛の肉	一　（略） 二　カラスコ会社の登録番号第三号の施設（ウルグアイ・カネロ―ネス県パソ・カラスコ所在） 三　（略） 四　カネロ―ネス会社の登録番号第八号の施設（ウルグアイ・カネロ―ネス県カネロ―ネス所在） 五～九　（略） （新設） 十～十三　（略） 十四　ニレア会社サン・ハシント工場の登録番号第三百四十四号の施設（ウルグアイ・カネロ―ネス県サン・ハシント所在）

十六　ラス・ピエドラス会社の登録番号第三百七十九号の施設（ウルグアイ・カネローネス県エル・コロラド所在） 十七　（略） 十八　オンティリコル会社マタデロ・パンド工場の登録番号第四百三十九号の施設（ウルグアイ・カネローネス県パンド所在）	
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）
一・二　（略） 三　PT. CHAROEN POKPHAND INDONESIAの登録番号第UPD―三五一六〇五／〇〇〇五号の施設（Kabupaten Mojokerto, Jawa Timur, Indonesia所在） 四　PT. Charoen Pokphand Indonesia Food Divisionの登録番号第UPD―三六〇四一六／〇〇〇五号の施設（Serang, Banten, Indonesia所在） 五～百二十三　（略） 百二十四　KOYU&UNITEK CO., Ltdの登録番号第五四〇一三三六八一五一号の施設（Long Binh Ward, Dong Nai Province, Vietnam所在） 百二十五　C.P. VIET NAM CORPORATION-FOOD PROCESSING PLANT HA NOIの登録番号第K.T.V.S.T.Y.〇一・三四・〇一号の施設（Chuong My District, Ha Noi City, Viet Nam所在） 百二十六　CPV FOOD CO., LTDの登録番号GM.〇九―VN号の施設（Chon Thanh Ward, Dong Nai Province, Vietnam所在） 百二十七～百三十四　（略）	一・二　（略） （削る。） 三　Proteina Animal S.A. de C.V.の登録番号第TIF499号の施設（San Juan de los lagos, Jalisco, Mexico所在） 四～五　（略）

十五　ラス・ピエドラス会社の登録番号第三百七十九号の施設（ウルグアイ・カネローネス県エル・コロラド所在） 十六　（略） 十七　オンティリコル会社マタデロ・パンド工場の登録番号第四百三十九号の施設（ウルグアイ・カネローネス県パンド所在）	
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）
一・二　（略） （新設） 三　PT. Charoen Pokphand Indonesia Food Divisionの登録番号第UPD―三六〇四一一〇／〇〇六号の施設（Serang, Banten, Indonesia所在） 四～百二十二　（略） 百二十三　KOYU&UNITEK CO., Ltdの登録番号第五四〇一三三六八一五一号の施設（Loteco Industrial Park, Bien Hoa City, Dong Nai, Vietnam所在） 百二十四　C.P. VIET NAM CORPORATION-FOOD PROCESSING PLANT HA NOIの登録番号第K.T.V.S.T.Y.〇一・三四・〇一号の施設（Phu Nghia Industrial Zone, Phu Nghia Commune, Chuong My District, Ha Noi City, Viet Nam所在） 百二十五　CPV FOOD CO., LTDの登録番号GM.〇九―VN号の施設（Becamex Binh Phuoc Industrial zone, Minh Thanh Ward, Chon Thanh Town, Binh Phuoc Province, Vietnam所在） 百二十六～百三十三　（略）	一　Proteina Animal S.A. de C.V.の登録番号第TIF499号の施設（San Juan de los lagos, Jalisco, Mexico所在） 二　Avigm, S.A. de C.V.の登録番号第TIF520号の施設（Pegueros, Jalisco, Mexico所在） 三～五　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８７０号
京都府綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷小字東塩谷43番地
債務者　林　　美彦
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　侑貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０５５号
福岡市中央区平和５丁目９番４―503号　エクセルシオ平和
債務者　上野　久世
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７４６号
福岡県朝倉市白鳥484番地１
債務者　高崎　青唯
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大串　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２１号
福岡市東区奈多団地３番102号
債務者　山下　千恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　正太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２１号
福岡県大野城市錦町２丁目２番11―810号　エルスタンザ春日原
債務者　中野　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　克幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４７号
福島県会津若松市大町一丁目８番23号　１Ｆ、前住所神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目３番９号
債務者　本田　英宣
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　毅夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第４１７号
新潟市東区東中野山７丁目17番17号　シェルハウスＢ203号、前住所新潟市東区岡山115番地21
債務者　河内すみ子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沼　有紗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９８号
群馬県伊勢崎市乾町119番地２ガーデン乾883
債務者　鈴木真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩田　瞬一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３３２４号
横浜市神奈川区斎藤分町44番６―103号
債務者　山内恵梨香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　聖仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７２号
新潟市北区下土地亀257番地
債務者　藤田　京子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１８号
新潟市中央区東堀前通３番町386番地１　コーポ村山201号、前住所新潟市中央区南笹口１丁目15番27号　新潟昭和ビル駅南304
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴巻　浩憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７０２号
福岡県筑紫野市塔原西２丁目10番地11、住民票上の住所福岡県筑紫野市光が丘４丁目19番地２
債務者　江副　貴文
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舛谷　隆輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５８号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目９番21号　ルートピア泉　Ｂ棟101号
債務者　寺田　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　翔吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５４号
宮城県宮城郡利府町菅谷字西天神124番地３　アルカディアＩ―201、従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢21番地48
債務者　板井いづみ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋芳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字町東南19番地２　パルティール103、従前の住所宮城県柴田郡柴田町槻木白幡４丁目11番８号　キャメル201号
債務者　太田　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　創一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９９４号
代替住所Ａ（旧住所　仙台市太白区長町４丁目５番31号　アグネス長町205）
債務者　高橋　杏奈
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田野崎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１０号
仙台市青葉区中山６丁目20番１号　カーサベルデ中山Ａ棟301、従前の住所佐賀県伊万里市東山代町長浜1743番地27
債務者　井上　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２０号
仙台市太白区郡山２丁目２番90号　サンフラワー・M203
債務者　前田　拓人
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　真光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３８号
仙台市宮城野区岡田字前田89番地の５　ルフレ103
債務者　山田　優香（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　範之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１０６５号
広島県呉市天応大浜２丁目３番25号、申立時の住所広島県安芸郡府中町石井城１丁目２番26号　202
債務者　半田　翔輝（旧姓宮本）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保志　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５８号
広島市安佐南区祇園４丁目40番19―101号
債務者　菊廣　　満
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３３号
広島県福山市川口町五丁目22番８号
債務者　金見里枝こと　李　　里枝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元樋　翔吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２４０号
広島県福山市春日町宇山294番地
債務者　尾熊　眞治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第２５６５号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番５―710号
債務者　鳥塚　真吾
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２８５号
山梨県甲斐市竜王1016番地　斉藤住宅Ｄ号、前住所山梨県南アルプス市榎原81番地１
債務者　海瀬　　収
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７４２号
北海道千歳市富士２丁目１番２号　アメックスチトセ101号
債務者　芦口　　寛
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３４号
和歌山県紀の川市南中104番地４
債務者　Ｏｄｅｔｔｅこと　福島百合香（旧姓滝下）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５４号
福岡県八女市吉田1535番地２
債務者　原　　清史
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第１６１２号
横浜市港北区小机町1510番地１　ラスタープレイス２　201
債務者　今村　麻純（旧姓檜脇）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　　経
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４８号
茨城県東茨城郡大洗町成田町143番地
債務者　深作　　博
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２６０号
茨城県ひたちなか市東石川１丁目６番13号
債務者　川﨑　愛歩
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　彩香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１１５号
青森県弘前市大字福村一丁目２番地６　エランドール103号
債務者　一戸　真哉
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱谷　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１８５２号
横浜市栄区上之町12番10号　ドムスフォレスト105
債務者　今野　京祐
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛塚　　衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０７号
横浜市神奈川区菅田町317番地　サニーマンション第２　303号
債務者　宮上　貴史
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　睦巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７４号
長崎県長崎市西山３丁目１番23号　プロミネント西山102号
債務者　年田　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福﨑　龍馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６３号
栃木県那須烏山市下境559番地
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田弘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７号
三重県松阪市山室町34番地３　ハイツリープライツＤ101
債務者　Ａｇｕ．Ｓｐａ＆Ｂｅａｕｔｙこと平野雅香（旧姓　松田）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第１１１０号
埼玉県和光市南１丁目８番49号　サニーハイツ和光302
債務者　安林　圭孝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　美奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３４４号
和歌山市粟305番地　第２春日ハイツ406
債務者　川口　幸二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上岡　勇介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９５号
鹿児島県霧島市国分清水三丁目３番11号　シティハイム清水　201
債務者　朴木　純子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時25分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２２６号
三重県桑名市大山田一丁目８番地13、前住所
三重県津市一志町大仰857番地
債務者　篠田えりか
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武蔵　晴佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
堺市南区三原台３丁40番６―207号
債務者　密城　浩明
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８８５号
堺市南区城山台２丁３番15―105号
債務者　田中　章二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２００２号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目38番地の21　サンクスウェア湘南台105
債務者　鈴木　大介
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１９号
岐阜県郡上市八幡町島谷1555番地２、前住所
岐阜県郡上市八幡町島谷1556番地２
債務者　基美装こと高橋　　基
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　啓祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２７３号
札幌市北区太平４条５丁目８番31号
債務者　今井　敏満
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０１号
札幌市清田区美しが丘２条４丁目14番16号　サトミハイツＣ―１号
債務者　渡辺　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３５号
札幌市西区琴似２条３丁目１番30―502号
債務者　長谷川久美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３２号
札幌市豊平区平岸３条17丁目４番22号　エクセレンス平岸202号
債務者　野口　年幸
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４４号
札幌市北区北29条西11丁目２番18号　マクセル13／100―205号
債務者　楠美　暢也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４９号
札幌市中央区南５条西17丁目２番26―102号
債務者　石塚　友梨
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５４号
札幌市北区屯田８条１丁目３番16―307号
債務者　大岳　純美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８２号
札幌市中央区南８条西16丁目３番24―402号
債務者　蛯子侑里香（旧姓藪下）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９９号
札幌市白石区北郷６条10丁目２番20―101号
債務者　福地　勇太（旧姓堺）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６１号
北海道旭川市末広４条８丁目８番６号　永大グリーンハイツ48　201号室
債務者　矢野　勝則
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２４号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小川496番地４　中野アパート３号
債務者　宮下　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２８号
群馬県藤岡市小林256番地１　アトレシティパレス403号室
債務者　佐藤　聖二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４１９号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地１―203
債務者　長澤　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４５９号
相模原市南区鵜野森１丁目47番１―109号
債務者　宮田　真樹
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４８４号
相模原市中央区相生３丁目５番14号　カインドハウス相生Ａ―302号
債務者　盛　　武志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６５号
兵庫県加東市南山３丁目20番地12、前住所兵庫県加東市東古瀬819番地22
債務者　竹内　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２０４号
代替住所Ａ（旧住所　香川県高松市下田井町266番地37）
債務者　篠原由香里
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９３号
福島県会津若松市材木町二丁目８番61号
債務者　皆川　　修
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷3436番地１、前住所福島県会津若松市慶山一丁目７番79号
債務者　鈴木　元子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
群馬県渋川市中郷2399番地７　養護老人ホーム春日園、旧住所群馬県渋川市渋川1788番地２
債務者　大谷　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７８７号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番14―203号
債務者　木原　京子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
岐阜県関市池尻913番地３　あすなろ荘、前住所岐阜県関市小瀬南２丁目３番104号
債務者　本田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４６号
静岡県掛川市下俣南２丁目23番５号　松浦アパート503
債務者　小畑　静雄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第６１号
三重県度会郡大紀町阿曽1857番地６
債務者　大西　宗光
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第６２号
三重県松阪市川井町561―１　アクアナーシング川井町、住民票上の住所三重県伊勢市吹上２丁目７番35号　レジデンス吹上201号室
債務者　犬飼　　透
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第２６３号
香川県高松市中央町19番５―802号　ダイアパレス中央町
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２８２号
福岡市中央区鳥飼１丁目３番46―103号　インペリアル大濠南
債務者　山下紗也加
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８４号
福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目21番６号
債務者　柚木　将裕
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６０号
福岡市中央区荒戸１丁目５番13―203号　ルピナス大濠
債務者　杉原　　望（旧姓有吉）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２８号
福岡市中央区那の川２丁目11番21―206号　サンエステ平尾
債務者　清崎　　登
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３７号
福岡県糸島市高田五丁目２番10―203号
債務者　柏　　信敏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６３号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋東１丁目３番17号　ヴェルディ坪見Ａ棟　203号
債務者　壹岐　彩花
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７０号
福岡市博多区東那珂１丁目12番20―305号　ハイツＴ５
債務者　埜口　亜紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７１号
福岡市城南区七隈７丁目34番24―207号　オレンジビル
債務者　中村　照美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７０９号
福岡市西区内浜１丁目15番35―303号　エバメゾン姪浜
債務者　小川　七月
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須66番地１　三愛シティライフ箱崎15　206号
債務者　香田　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６４号
福岡県宗像市自由ヶ丘４丁目11番地６
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７１号
福岡市博多区祇園町４番３－1108号　チサンマンション祇園
債務者　田中　拓臣
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７４号
福岡市城南区友丘５丁目15番25号　パークサイド友丘　201号
債務者　高岡　和士
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８３号
福岡県春日市昇町８丁目33番地　アドヴァンス昇町エイト206号
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９０号
福岡市南区大橋１丁目４番11号　ＪＳビル２－Ｂ
債務者　伊田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９３号
福岡県古賀市小竹992番地　ヴィラージュ小竹Ａ棟201号
債務者　久原　友香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９８号
福岡市城南区長尾４丁目16番28－101号　エステート・モア長尾
債務者　西本　晴紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９９号
福岡県宗像市自由ヶ丘７丁目１番地14　ウイング自由ヶ丘202号
債務者　山下　英俊
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８００号
福岡市南区和田２丁目２番６－101号　福寿ハイツ１
債務者　上田　和広
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８１５号
福岡市博多区竹下４丁目17番23号　アニーマンション　４－Ｄ、前住所福岡市南区大橋２丁目６番19号　メゾン・ド・シャルル405号
債務者　林　　悠翔
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２４号
福岡県筑紫野市針摺中央２丁目15番５－503号
債務者　角　　律子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２６号
福岡市東区三苫５丁目３番58－102号　ファミール三苫
債務者　濵﨑　琢也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３３号
福岡県筑紫野市二日市南３丁目５番10－402号
債務者　寺田　幸太
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８４３号
福岡県大野城市白木原１丁目12番５－605号Ｋ＆Ｋ俵10号館
債務者　長　　直紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６４号
福岡県筑紫野市塔原南３丁目12番10号
債務者　早田　孝雄
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６５号
福岡市東区唐原３丁目20番27号　コーポあさひ102号
債務者　中島　圭介
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７０号
福岡市東区三苫１丁目11番13－106号　シーサイド三苫Ⅱ
債務者　淺沼ケイ子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８７号
福岡市博多区千代３丁目19番２―710号　新博多住宅２棟
債務者　白川　義基
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９９号
福岡市博多区東比恵４丁目２番23―904号　サヴォイ　ラクアティック
債務者　村山　祐美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０７号
福岡市早良区田村３丁目７番18―201号　スカイアート10
債務者　美山　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１４号
福岡市南区五十川１丁目８番16―206号　コンフォートハウスＳ
債務者　石原　秀人
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１９号
福岡市早良区飯倉４丁目10番31―202号　コーポ美輪
債務者　梅野こずえ
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３５号
福岡市早良区原団地57番505号
債務者　熊ケ谷晶子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５１号
福岡市博多区上呉服町２番26―601号　フォルム・ビストゥール博多
債務者　島袋　将也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９７０号
福岡市早良区室住団地39番401号
債務者　今井　翔
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９８号
福岡市城南区片江４丁目13番９号　第２泰晃ビル　205号
債務者　尾中　俊持
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４号
青森県八戸市吹上二丁目22番51号　フォローウィンド　Ｂ号室
債務者　清水　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２２号
福島県相馬市北小泉字大山先105番地の２　ネオアースＡ202、前住所福島県いわき市平北白土字ネキ内30番地の４　ブランソルジュンⅡ102
債務者　青木　香織
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第５８９号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目６番地１　サンビレッジ野中Ａ101号
債務者　船山明日香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０４号
栃木県宇都宮市陽南２丁目12番17号、前住所栃木県宇都宮市西原町556番地１　プレジール西原101号室
債務者　蕎麦田茉里
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６３３号
栃木県日光市高徳1464番地２、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目12番29号　ハイツマロン201
債務者　松本真理子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６１号
栃木県小山市犬塚１丁目20番地16、前住所東京都八王子市鑓水82番地１　コンフォール206号
債務者　水落　智之
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８７１号
神奈川県鎌倉市関谷403番地　第一千波荘102
債務者　山口　輝夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７９号
横浜市神奈川区子安通３丁目365番地　メゾン・ド・エトレーヌ601号
債務者　浜岡由美子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９７号
横浜市戸塚区上倉田町1279番地　ひまわり壮103号
債務者　神長　成文
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５１号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目９番21―707号
債務者　仲田　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０号
島根県出雲市下古志町929番地　ローズガーデンⅠ―202
債務者　石川ゆかり（旧姓高乗）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第７２号
島根県出雲市知井宮町665番地２
債務者　新宮　菜々
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５９６号
岡山県倉敷市児島上の町３丁目12番31号
債務者　筒井　司郎
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０６号
岡山市南区南輝三丁目２番23号
債務者　高田乃里子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０２号
広島県安芸郡府中町青崎東９番９―102号
債務者　栗田　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３３号
広島市西区横川町１丁目５―18　ユービル503、住民票上の住所広島市西区三滝本町２丁目８番26―201号
債務者　徳山りのあ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５４号
広島市佐伯区楽々園６丁目12番48―１―301号　グランテリア楽々園W
債務者　長坂　里美（旧姓秋山）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７９号
広島県東広島市三永３丁目16番１号　サンライズ藤原202号
債務者　馬場　大介
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８５号
広島市西区観音新町１丁目６番28―801号
債務者　中城　天志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷３番地34　グリッター厚母郷　203号、前住所熊本県熊本市南区城南町下宮地245番地
債務者　篠竹　　清
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１８９８号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目９番23号
債務者　熊谷留美子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９１号
福岡市南区皿山３丁目２番41号
債務者　永淵ひとみ（旧姓菅）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９４号
福岡市城南区南片江２丁目32番16―203号　グラン・シャリオ
債務者　庄司　徳枝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４３６号
大分市大字荏隈1714番地の３
債務者　櫻井　瑛史
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６３号
大分市賀来南１丁目１番75―206号　エクセレント由布
債務者　油布　英毅
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８４号
大分県別府市石垣西10丁目２番25―402号　左山ビル
債務者　工藤美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市国分向花町３番57―308号　Ｇｅｍａｋ
債務者　片平　和也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９３号
鹿児島県伊佐市大口大田68番地　医療法人慈和会　大口病院、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口金波田1116番地
債務者　中園　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
鹿児島県霧島市隼人町東郷31番地　東郷団地５棟304号、前住所大阪市生野区新今里５丁目６番20号　ＨＯＫＵＲＡＳＵ　ｍａｉｓｏｎ新今里201号
債務者　林　あすか
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６９号
秋田県能代市字寿域長根41番地１　Ｓ２棟６号
債務者　永井　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５５号
秋田県大館市釈迦内字街道上112番地２　ビレッジハウス釈迦内２―108、借入時の住所秋田県大館市北神明町９番５―20号
債務者　田中　寿子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１７３４号
東京都小平市小川東町2608番地ドミール萩山101号
債務者　加藤　誠大
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２８９号
山梨県甲府市大里町4137番地　３―63号
債務者　小笠原勝晃（補助人　又川章）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３７号
愛知県安城市横山町下管池65番地１　ビレッジハウス下管池５―102
債務者　江崎　真琴（旧姓　久保田）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７４号
愛知県豊田市鴛鴨町下高根97番地６
債務者　郡司眞樹子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１６６号
千葉県富津市大堀1252番地の１
債務者　矢部　孝枝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６７号
千葉県君津市正木172番地１
債務者　伊藤　大一
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７１号
千葉県富津市大堀1100番地１、前住所千葉県富津市大堀1033番地１
債務者　齋藤　秀和
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１１１５号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ４―309号
債務者　佐々木哲治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５６２号
静岡市葵区千代田２丁目13番43号　205号室、旧住所静岡市葵区千代田２丁目９番10号　後藤マンションＡ２
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市元中野町２丁目21番７号　キャンサー２　201号
債務者　宮下　理香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市浦上台２―26―３大坂山ハイツ101、住民票上の住所神奈川県横須賀市ハイランド２丁目39番５号
債務者　山田　一星
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２０９号
神奈川県三浦市三崎町六合273番地
債務者　雲南　　渉
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１２号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目20番地
債務者　及川　陽生
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３８号
滋賀県東近江市宮川町658番地47
債務者　小林　真央
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市平田町892番地９
債務者　美容室ひろこと　中川　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２４３号
広島県福山市引野町二丁目18番４－１号102
債務者　中尾みらい
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２４５号
広島県福山市奈良津町三丁目７番23号
債務者　川上　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２４号
山口県下関市長府豊城町９番35号　グランデュオ長府　101号
債務者　福島　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
山口県下関市綾羅木新町２丁目13番９―206号　ヴィラナリー綾羅木　１号棟
債務者　髙山　　泉（旧姓山内）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３２３号
愛媛県松山市東石井７丁目５番７号
債務者　清水　　綾
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８６号
宮崎県西都市大字茶臼原693番地、前住所熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺5349番地
債務者　畝　奈菜三
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９４号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅205棟５号
債務者　藏滿　直子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９７号
宮崎市大字本郷北方3081番地１
債務者　志水　大祐
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９８号
宮崎市大字本郷北方3081番地１
債務者　志水　眞琴
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７６号
沖縄県南城市佐敷字津波古269番地（吉田宅）
債務者　吉田　千賀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４０８号
沖縄県浦添市宮城１丁目28番５―401号　サニーパートナー58
債務者　比嘉　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５６号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内３丁目５番９号、前住所栃木県宇都宮市岩原町655番地３
債務者　渡邉　寿弥（旧姓中山）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２５９号
福島県郡山市開成六丁目352番地　開成ビレッチ503号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９５号
千葉県茂原市六田台60番地
債務者　平石　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
石川県かほく市学園台５丁目29番地　サテライト芙蓉、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ55番地94
債務者　南　　吉榮
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７３号
石川県能美市寺井町れ146番地１　アンバサダ・204号、従前の住所石川県白山市倉光一丁目222番地
債務者　井元梨々花
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第７８号
石川県能美市大浜町マ79番地１　市営根上はまなす住宅・205号
債務者　白井　真紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第７９号
石川県加賀市新保町ヲ42番地１
債務者　坂下　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第５６号
福井県敦賀市野神15号３番地の12
債務者　澤田　梨乃（旧姓中田）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１０２号
愛媛県四国中央市川之江町2962番地５　大門ハイツ105号
債務者　宮内　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１０９号
佐賀県伊万里市新天町715番地１　ビレッジハウス伊万里３号棟501号室
債務者　松熊まり子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１１０号
佐賀県伊万里市東山代町大久保4171番地
債務者　松本　みよ
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８１号
熊本県玉名市岩崎604番地　ドリーム・ビュー・ヒルズ105号
債務者　井上　幹英
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１１２号
栃木県栃木市岩舟町下津原224番地３メゾンローズ110、前住所栃木県栃木市岩舟町静5162番地１グリシーヌＡ201
債務者　金本　浩子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１３２号
栃木県栃木市沼和田町３番１号　ビレッジハウス沼和田２号棟301号室
債務者　小久保　一
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９０８号
京都市右京区太秦皆正寺町12番地　ラ　プロスペリテ太秦202
債務者　橘　　将太
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９２号
京都市伏見区桃山与五郎町１番地の476
債務者　河田　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１９号
京都市右京区西院巽町９番地　アーバンハイツ408
債務者　坂田恵美子（旧姓　青木）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３９号
京都府長岡京市長岡２丁目22番27号　グランドール長岡京　301
債務者　西村　眞一
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０４９号
京都市上京区丸太町通智恵光院西入西院町746番地49　光陽ハイツすずらん305号室
債務者　平賀　真美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０７２号
京都市北区小山中溝町30番地１　京都三浦屋ビル201号室
債務者　八田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１９号
栃木県佐野市犬伏新町2109番地　サンエムコーポ１―202
債務者　ヴィジュアルアソシエイツ、高橋ゴウこと　髙**橋**　剛
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１１９号
青森県弘前市大字十腰内字野中204番地
債務者　工藤さゆり
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２４３号
青森市古館１丁目９番35号　レジデンスビューティーＥ202
債務者　後藤　由美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
青森市久須志３丁目16番10号　鳴瀧荘ほ号
債務者　山口　真二
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６９号
青森市中央１丁目27番３号
債務者　石垣あき子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２９号
栃木県小山市大字南小林142番地３
債務者　秋本　正司
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第４８７号
神奈川県中郡大磯町大磯1708番地９
債務者　松岡　一郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９６５号
広島市南区東雲２丁目15番13―404号
債務者　桑原　義信
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１６０号
横浜市港北区新横浜１丁目25番地６　グランスイート新横浜Ⅰ―304
債務者　幸野　亜耶
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０９号
山口県防府市古祖原21番１―201号　市住51棟1042号、前住所山口県防府市大字田島1461番地の11　市住42棟752号
債務者　佐伯　清子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
山口市秋穂西1744番地、前住所神奈川県横須賀市汐入町５丁目67番地　センチュリーハイツ102
債務者　岡　　夏美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
山口市矢原743番地２　矢原市営アパートＡ棟113号
債務者　児玉　達秀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和７年（フ）第７０１号
福岡市東区若宮四丁目１番16号
破産者　アッサンブラージュ株式会社
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１１３４号
福岡市博多区博多駅東三丁目１番29号
破産者　株式会社九州コア
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６５号
沖縄県沖縄市美原一丁目17番１号
破産者　合同会社ＵＳＮＢ企画
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区法泉１丁目３番１号
破産者　株式会社Ｉ’ｓ
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１４３号
香川県善通寺市与北町2871番地１
破産者　株式会社雅興業
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第２３２５号
福岡市中央区春吉２丁目９番25－205号
ラ・レジダンス・ド・レーヌ
破産者　菅原　良治
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４１号
栃木県小山市城東２丁目12番33号　前田コーポ102号、開始決定時の住所栃木県小山市城東４丁目４番８号　ファーストコート城東202号
破産者　武田工務店こと　武田　士郎
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５１号
栃木県宇都宮市今泉町3020番地１
破産者　株式会社ｍｏｌａ
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５号
栃木県宇都宮市駒生町1686番地１　アピオンＡ203
破産者　山上　　潤
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市八幡台12番４号
破産者　舘野　直義
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９０号
栃木県那須烏山市初音15番９号　エレガントハイツ201号、開始決定時の住所栃木県那須烏山市金井１丁目10番15号
破産者　樋口　悦男
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３３５号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢1650番地１　ＳＡＫＵＲＡ八重　101号室、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1520番地38
破産者　桑原　友信
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９４４号
さいたま市岩槻区釣上新田1376番地
破産者　ＨＲＴ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８３４号
埼玉県草加市神明２－３－１
破産者　ぐるめスタイル株式会社
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
千葉県野田市山崎2702番地の155
破産者　株式会社ラムテック
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２号
千葉県袖ケ浦市横田4195番地
破産者　株式会社能星電設工業
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第８３号
長野県岡谷市長地出早二丁目９番24号
破産者　株式会社ナイス
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和７年（フ）第２５０号
静岡県沼津市高島町28番14号
破産者　株式会社三十飛
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２２０号
広島県福山市引野町五丁目33番10号
破産者　株式会社ナカムラ
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第８９５号
福岡県春日市天神山三丁目30番地金堂ビル102号
破産者　株式会社福ふく
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２９５号
福島県郡山市三穂田町川田字地蔵橋10番地の２
破産者　有限会社三穂田モーター
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６１号
福島県郡山市谷地本町38番地
破産者　株式会社ボローニャ福島
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３０２５号
横浜市旭区西川島町36番地７
破産者　有限会社神世運輸
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３００号
横浜市中区山田町５番地１フロール山田町第２－1302号室
破産者　株式会社徳栄商会
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６号
福井県小浜市遠敷第21号４番地
破産者　有限会社小浜葬祭
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和６年（フ）第１０７号
広島県福山市緑陽町二丁目10番９号、旧住所広島県福山市千田町三丁目５番７－202号サンライン21
破産者　新谷　衣左
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第７６号
山口市小郡本町２丁目10番16号、商業登記簿上の本店所在地山口市小郡下郷1064番地
破産者　有限会社アートテック
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９号
大分市大字猪野1365番地の２　ベルサーチ明治107
破産者　山内　　涼
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第１５７号
栃木県足利市大前町150番地１　ＳＫハイツＣ－102
破産者　福岡　桂子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第６８号
栃木県佐野市石塚町564番地７　グランドゥールＳ　Ｆ棟101
破産者　小坂　　涼
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１９４号
金沢市増泉３丁目５番34－２号　ラヴィナス増泉Ⅱ103号
破産者　大島　玲奈（旧姓新田）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４４９号
静岡県伊豆市修善寺1187番地の２　中里団地301
破産者　三須　舞美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４０４号
京都府城陽市寺田市ノ久保２番地の370
破産者　山口　貴子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７９号
兵庫県宍粟市山崎町下宇原120番地
破産者　福嶋商店こと　福嶋　一真
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第１２号
兵庫県佐用郡佐用町奥長谷267番地１
破産者　池脇　節男
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第７０号
岡山県倉敷市田ノ上921番地５
破産者　河原　大樹
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３８号
広島県三原市小坂町62番地82
破産者　福岡　一浩
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市一宮町２丁目３番９－1312号、旧住所愛媛県新居浜市星越町20－１
破産者　安丸　幸希
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１９号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字川上1253番地
破産者　横山　京子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第１６７号
佐賀市高木瀬東四丁目５番２号　グリーンハイツ春恵101
破産者　岩永　隆史
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目196番地　バリュージュシオンＣ棟202
破産者　野口　美紀（旧姓平島）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７７号
佐賀県神埼市千代田町直鳥463番地２
破産者　古賀美沙子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８２号
佐賀市大和町大字尼寺2486番地20
破産者　松本　幸奈（旧姓大友）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５６４号
熊本市西区上代１丁目19番15号、異動前住所熊本市西区上代１丁目17番36号
破産者　橋本かほる
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
熊本県菊池市隈府713番地１　サンハイム菊池201
破産者　田中　　修
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第２３号
熊本県山鹿市方保田1584番地　ツインコーポＢ201号
破産者　宮田美智子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和７年（フ）第７８号
熊本県八代郡氷川町野津4550番地
破産者　米崎　広明
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第５７号
宮崎県都城市丸谷町2570番地
破産者　山田耕ノ輔
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第８５２号
福岡市博多区板付７丁目５番28―805号　アンピール第３板付、前住所福岡市博多区麦野６丁目26番25―203号　Ｅｘｃｅｌｌｅｎｔ慶
破産者　多以良俊太
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４３７号
福岡市早良区南庄１丁目１番６―302号　クレイドル室見Ａ
破産者　佐藤　真里
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７００号
福岡県糸島市篠原西二丁目７番67―302号
破産者　金子　聡子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７８８号
福岡市東区筥松２丁目19番32―605号　ルミエール箱崎駅前
破産者　栃原　優友
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９５４号
福岡市早良区荒江３丁目９番７―503号　ハイム壱番館
破産者　松村　　淳
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９９７号
福岡市東区筥松２丁目24番22号
破産者　中村　道成
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０１２号
福岡市博多区美野島３丁目４番24―1202号　ｍｏｄｅｒｎ　ｐａｌａｚｚｏ　博多　ｓｕｒ
破産者　西園真由美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０５７号
福岡市中央区平尾４丁目３番４―701号　ダイナコート平尾山荘通り
破産者　清水　俊宏
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４５号
福岡県福津市日蒔野１丁目４番地の６　Ｓｕｎｅｓｔ福間106号
破産者　岡　穂乃花
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１８０号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋西２丁目14番20号　レオパレスルミエール内橋　104号
破産者　古田　桂子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１８８号
福岡市博多区対馬小路13番35―1105号　沙都和ＢＬＤＧ
破産者　中村　直樹
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１９５号
福岡市西区今宿青木537番地１　シュロスフィールド28　603号
破産者　八島　りか
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２１０号
福岡市城南区片江３丁目18番25―103号　コージーコネクト城南
破産者　平塚　剛士
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２１４号
福岡市博多区東比恵４丁目６番10―803号
サニークレスト東比恵
破産者　吉田　　匠
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２３３号
福岡市西区姪の浜４丁目19番24―205号　メイコートダジュール
破産者　藤川　雅美（旧姓市川）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３５１号
福岡市西区野方３丁目59番18号
破産者　長谷みゆき（旧姓魚住）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４１号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目19番18―101号
破産者　藤　愼一郎
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１２３号
高知県高知市本町３丁目６番19号　パークスクエア本町、開始決定時の住所高知市横浜東町10番２号　ロイヤルパレス横浜
破産者　前田美佐子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第４８号
鹿児島県霧島市国分新町1229番地３
破産者　梶原利恵子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第５２８号
沖縄県中頭郡西原町字与那城256番地の１
破産者　迫田　光徳
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第５２９号
沖縄県那覇市字上之屋335番地　仲本マンションＥ―401
破産者　宇佐美洋光
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２２号
沖縄県那覇市銘苅１丁目３番８―301号　エースプレイス新都心、住民票上の前住所沖縄県那覇市字古島12番地１　ピュアパレス黒潮305
破産者　金城　翔也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６５号
沖縄県那覇市松山２丁目23番24号　丸長ビル102
破産者　新垣　　修
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３号
神奈川県横須賀市長井５丁目27番33号
破産者　溝口　雄輔（旧姓　杉山）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第６６号
神奈川県横須賀市岩戸３丁目６番２号
破産者　須田　則子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４０号
神奈川県横須賀市三春町６丁目21番地
破産者　澁谷　博子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５４号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目３番10号
破産者　丸山　東子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１４４号
香川県善通寺市与北町2871番地１
破産者　横山　圭一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２２２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭294番地
破産者　徳元　正朗
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２２９号
沖縄県那覇市字安謝653番地　国際重機ビル411
破産者　近藤　達夫　（旧姓　久保）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８号
岩手県北上市上野町四丁目17番12号　Ｕハウス201号
破産者　和野　　泉
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７０４号
仙台市青葉区国見１丁目13番７号　コーポ江本106、従前の住所仙台市青葉区台原２丁目２番34号
破産者　永山　晃子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７１６号
仙台市太白区長町８丁目12番17―101号
破産者　及川　　廉
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台69番地１
破産者　銭谷　崇彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第４４号
秋田県山本郡三種町大口字地蔵脇156番地２
破産者　米川　浩一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第４５号
秋田県能代市元町14番126号　さらさ能代
破産者　清水　　進
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５３号
福島県河沼郡柳津町大字五畳敷字建曽根28番地３
破産者　長岐　芳一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第５４号
福島県河沼郡柳津町大字五畳敷字建曽根28番地３
破産者　長岐　早苗
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第４１号
栃木県足利市鹿島町755番地１　最上ハイツ足利216
破産者　新井　克子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第７９号
栃木県足利市松田町2134番地３
破産者　栁田　典子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９４５号
埼玉県川口市大字安行北谷524番地の13
破産者　土屋　博幸
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８３５号
埼玉県草加市栄町２丁目１番32―511号
破産者　張　　宥京
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８号
埼玉県越谷市大字袋山42番地１　グランパレス越谷301
破産者　林下純一郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
埼玉県幸手市栄４番22―507号、破産手続開始決定時の住所埼玉県越谷市大字大房830番地１　レジデンス北越207
破産者　清水　拓也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６２号
埼玉県八潮市八潮五丁目２番地４　アルプス工業
破産者　長谷川大恭
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第９４号
長野県諏訪郡下諏訪町134番地
破産者　中村　里佳
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第５２号
長野県諏訪郡下諏訪町6177番地18
破産者　塩原　勝邦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和７年（フ）第２５１号
静岡県沼津市泉町16番26号　サンセゾン泉102、前住所静岡県沼津市高沢町１番９号　メゾンフィオーレ高沢1003
破産者　佐藤　浩由
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４０号
静岡県周智郡森町天宮1488番地　町営住宅天宮団地203号
破産者　中村　充男
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第７８１号
愛知県春日井市高山町３丁目17番地９　グリーンヒルズ朝宮205号
破産者　堀田外装こと堀田　幸雄
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０３号
広島市西区田方２丁目36番９－204号
破産者　山口須美子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９２号
広島市西区福島町２丁目８番１－404号
破産者　魚雷堂こと　漆谷　悟志
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３６号
広島市安佐北区落合１丁目44番７－604号　河原ビルＫ－３
破産者　藤井電機こと　藤井　龍二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２号
広島県尾道市向島町6289番地
破産者　木曽　　心
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和６年（フ）第２０７号
広島県福山市新涯町五丁目35番11－306号、旧住所広島県福山市入船町二丁目５番17号
破産者　Ｋａｒａｏｋｅ　Ｄｉｎｉｎｇ貴こと　山口　貴士
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第２０６号
広島県府中市高木町1639－107、住民票上の住所広島県神石郡神石高原町油木乙1972番地２
破産者　惣木　竜太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第８号
広島県福山市大門町一丁目12番27号
破産者　吉岡　雄太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１４号
広島県福山市草戸町一丁目25番14号　谷屋アパート10
破産者　福栄塗装こと　滝川　孝幸（旧姓小前）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６号
広島県庄原市東本町一丁目11番21号　サン田部Ⅲ104号
破産者　三村　智則
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３０８号
福岡市城南区片江３丁目21番８－102号　Ｊ・Ｇ・Ｍ福大前
破産者　内山　昭生
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９３号
福岡県古賀市谷山748番地１　プラチナパレス　Ⅲ202号
破産者　大石麻衣子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８３号
福岡市南区平和一丁目７番２号　ツインハイツ平和２号棟304号室、住民票上の住所福岡市東区箱崎７丁目15番１－202号
破産者　矢野　文楓
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８８号
福岡県那珂川市仲１丁目141番地１　ワイオミングⅢタムラ101号
破産者　Ｔｓ．エグザミナこと　高川　　進
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６４号
福岡市南区井尻１丁目11番23－203号　ウルス・ＪＯＹＯ
破産者　山崎　　悠
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２８７号
福岡市南区長住１丁目１番７－303号　東野興産第一ビル
破産者　小山　慎也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３２７号
福岡市東区原田１丁目42番５－334号　キャンパスシティ箱崎
破産者　加藤　亮太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４５号
青森県弘前市大字富野町５番地19、破産手続開始決定時の住所青森県弘前市大字樹木一丁目26番地１　美ら桜３
破産者　川村　尚城
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第６７号
青森県弘前市大字富田町78番地
破産者　竹内　　久
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第７１９号
仙台市太白区日本平24番３号
破産者　小野寺誠一
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２９６号
福島県須賀川市森宿字安積田80番地１　サングリーンＢ210号、前住所福島県郡山市安積町荒井字火口内57番地の７
破産者　影山　雅俊
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３２号
福島県須賀川市江持字南寺田127番地、前住所福島県須賀川市松塚字小屋30番地36
破産者　西間木良太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３２３０号
東京都大田区蒲田５丁目13番26―509号、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾１丁目１番26―301号
破産者　吉野　敬太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５５号
神奈川県大和市深見3418番地６　イリス102
破産者　稲葉　宏輔
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６１号
横浜市中区西竹之丸61番地５　Ｂ－１号室
破産者　鳥羽山康一郎
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４７号
横浜市港北区仲手原１丁目８番33―307号
破産者　福島　健一
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３０１号
横浜市南区真金町２丁目21番地８　ハイツ三陽201
破産者　出崎　栄子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１８号
横浜市金沢区柴町385番地６　ベイサイドハイム201号室
破産者　佐藤　佑介
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０２号
新潟県上越市大島区岡867番地１、開始決定時の住所新潟県上越市頸城区松橋521番地１　ネオシャングリラ205号
破産者　羽深　眞幸（旧姓和田）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１６号
福井県三方郡美浜町松原26―10―１　アクティルステージ松原202号室　開始決定時の住所：福井県三方郡美浜町山上第16号21番地の３
破産者　達川　八雲
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２９号
福井県小浜市生守第41号34番地の１　生守団地２号棟、前住所福井県小浜市遠敷第21号５番地
破産者　中溝　　彰
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３０６号
静岡県藤枝市忠兵衛585番地の１　県営青洲団地３棟304号、旧住所静岡県藤枝市東町５番19号
破産者　長谷部　真司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９７号
静岡県島田市ばらの丘２丁目23番地の15
破産者　菊川　雄季
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２０号
滋賀県東近江市宮川町691番地128
破産者　酒井　博達
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１００号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番６―206号　市営ひばり丘団地、前住所滋賀県東近江市君ヶ畑町844番地
破産者　前川　真司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３３号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１　栄和マンション106号
破産者　松島　章斗
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第５３号
岡山県真庭市古見1704番地６
破産者　池田　美薫
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１０７号
山口市維新公園１丁目10番２号
破産者　小出　博康
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
山口県光市島田６丁目７番２号市営住宅２号棟201号、前住所山口県光市中央４丁目11番１号
破産者　橋本　通隆
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第１１号
宮崎県日南市北郷町大藤甲2104番地
破産者　内濱　信行
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第４６号
宮崎県都城市都北町5052番地６、旧住所宮崎県都城市都北町5864番地２　サルヴァトーレⅢＡ204号
破産者　東　　豊世
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

令和７年（フ）第１１３４号
京都市山科区勧修寺御所内町26番地　カーサスカイⅠ　101、前住所京都市南区唐橋花園町63番地４
破産者　黒島　悠一
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
福島県いわき市郷ケ丘二丁目11番地の２
破産者　藤社　　建
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１００号
福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴139番地の４　メゾンリバーⅠ・201、従前の住所福島県いわき市泉玉露一丁目３番地の８
破産者　小林　鉄也
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１１１号
福島県いわき市泉町滝尻字御前田58番地の１　マーベラスＡ105
破産者　山幡　弘行
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１１５号
福島県いわき市小名浜字下町56番地の１　パル小名浜201
破産者　佐藤　俊司
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１２４７号
福岡市城南区長尾５丁目２番１号
破産者　林　えり子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６５号
福岡市東区香椎駅前３丁目９番７号　第４作賑ビル402号
破産者　天川由美子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２９６号
福岡県糸島市前原西四丁目14番12号（２）
破産者　渡邊　美樹
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３５７号
福岡市博多区神屋町６番16号　クレール呉服町　103号
破産者　中野　正明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０７号
福岡市南区向野１丁目21番11号　グリーンメゾン大橋302号
破産者　野畑　元嗣
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１４号
福岡県筑紫野市大字牛島408番地６　ウッディ・コート筑紫野201号
破産者　丸田みのり
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２１号
福岡市南区長丘３丁目17番５号　アヴァンセ長丘201号
破産者　浦田　邑輝
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２６号
福岡市中央区高砂１丁目20番12－501号　ディアナガーデン
破産者　國安　真人
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２７号
代替住所Ａ、旧住所福岡県春日市上白水５丁目29番地　金堂マンション128号
破産者　森　　麻美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３１号
福岡市博多区千代４丁目２番８－501号　Ｓ－ＦＯＲＴ福岡県庁前
破産者　大島ジョージ
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４０号
福岡県福津市日蒔野１丁目４番地の６　Ｓｕｎｅｓｔ福間104号
破産者　芝﨑　怜菜
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７２号
福岡市南区大橋２丁目25番10－202号　ロマネスク大橋レディース
破産者　田中　裕子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７４号
福岡市早良区四箇１丁目14番５－104号　四箇Ｋ＆Ｍ
破産者　今村　夏実
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９４号
福岡市南区玉川町６番20－305号　ルエメゾンロワール高宮
破産者　栗山　智商
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５００号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1021番地１　スルス門松Ⅱ－101号、前住所福岡市東区馬出２丁目３番18－903号　ＹＳＰ県庁前
破産者　野田　爽太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０１号
福岡県春日市下白水北２丁目91番地　マキシム春日Ⅲ207号
破産者　小宮　　明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１２号
福岡市南区野多目１丁目２番11―503号　市営野多目一丁目住宅１号棟
破産者　知田　容子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１３号
福岡県古賀市今の庄１丁目28番24号　リバーサイド川寄205号
破産者　畠中　弘美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２６号
福岡市博多区大井２丁目８番25―503号　中村ビル
破産者　青木由美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５８号
福岡市南区柳瀬２丁目８番28号　グループホームえのき　ミモザ
破産者　加藤　英之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第４８号
富山市新庄町207番地５
破産者　片山　　誠
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２９９号
福岡県大野城市雑餉隈町５丁目２番５号　エムビレッジ201号
破産者　藤本　拓海
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４４号
福岡県糸島市神在西三丁目10番１―303号
破産者　牧野　耕造
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３７５号
福岡県福津市津屋崎６丁目６番５号
破産者　島袋　洋子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３６号
福岡市西区野方６丁目10番10号
破産者　鷲見　貴司
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４９号
福岡市南区大楠２丁目19番12―902号　ピュアドームリバージュ平尾
破産者　武富理惠子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４６３号
福岡市博多区東光２丁目８―23　特別養護老人ホームマザーハート、住民票上の住所福岡市南区横手２丁目34番16号　ノガミ横手ビル107号
破産者　山下　泰子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７０号
福岡県糸島市二丈深江七丁目28番25号
破産者　諸永由美子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９１号
福岡県宗像市赤間５丁目５番12号　コーポしらいしＢ―25号
破産者　岡崎　貴志
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２２０号
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地２号棟804号
破産者　徳村　郁代
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８８号
沖縄県那覇市字安里388番地26　すてむはうす．ｓａｋａｅｍａｃｈｉ、住民票上の前住所沖縄県糸満市西崎２丁目３番10―403号　カーサ丸徳２
破産者　田畑　綾華
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１２３０号
札幌市東区東苗穂10条３丁目16番６―103号
破産者　丸山　大成（旧姓椙弘）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２４２号
北海道江別市高砂町33番地の３　メイユール高砂四番館202号
破産者　藤原　　桜（旧姓矢野）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２８７号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目１番１号　第17大成コーポ101号
破産者　長岡　公一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２５号
札幌市豊平区水車町８丁目４番10号　シティハイムミルフィール201号
破産者　佐々木麻美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４３号
札幌市中央区南23条西７丁目２番28―101号
破産者　三春　唯楓（旧姓川端）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６２号
札幌市北区麻生町７丁目５番10―205号
破産者　小林　美咲
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９５号
札幌市北区拓北６条３丁目１番22号　エスコート東篠路駅前103号
破産者　佐々木彩夏（旧姓玉村、村井）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１２号
札幌市中央区南13条西８丁目１番25―705号
破産者　佐藤　　孝
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１７号
札幌市西区二十四軒３条７丁目１番13―312号
破産者　宮﨑　秀仁
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２９号
札幌市西区宮の沢１条５丁目１番１―301号
破産者　白石　友香
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４２号
札幌市北区北25条西14丁目５番50―203号
破産者　寺澤さゆり
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３号
北海道紋別市落石町３丁目45番１号　ロワールＡ　102号室
破産者　大甕　雅美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所紋別支部

令和６年（フ）第６８５号
仙台市宮城野区福室五丁目９―14　ラルシェＦ棟103、住民票上の住所仙台市宮城野区出花１丁目248番地の１　プランドールアヴァンス602
破産者　庄司　裕之（旧姓武田）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
栃木県小山市城東２丁目12番33号　前田コーポ102号、開始決定時の住所栃木県小山市城東４丁目４番８号　ファーストコート城東202号
破産者　武田工務店こと　武田　士郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５号
栃木県宇都宮市駒生町1686番地１　アピオンＡ203
破産者　山上　　潤
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市八幡台12番４号
破産者　舘野　直義
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７３号
栃木県宇都宮市西一の沢町５番２号
破産者　櫻井　芳彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９０号
栃木県那須烏山市初音15番９号　エレガントハイツ201号、開始決定時の住所栃木県那須烏山市金井１丁目10番15号
破産者　樋口　悦男
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３３５号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢1650番地１　ＳＡＫＵＲＡ八重　101号室、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1520番地38
破産者　桑原　友信
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５７号
群馬県富岡市妙義町妙義173番地
破産者　引田由紀子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８４号
群馬県高崎市箕郷町生原329番地３
破産者　深田　菜月
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８６号
群馬県高崎市大沢町235番地７
破産者　田川　聖子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１０３４号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目８番２号　ナデシコⅠ　202号、住民票上の住所さいたま市見沼区大字蓮沼1574番地13
破産者　鈴木　恵子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０７５号
さいたま市緑区原山１丁目16番７号　202、旧住所東京都清瀬市松山２丁目４番10号　コンフォート清瀬105号
破産者　泉　早矢香（旧姓門明）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１９号
埼玉県加須市串作140番地２　アヤックスⅡ101
破産者　髙橋　　忍
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４９号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　与野ハイツ
破産者　室井　堅治
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１７９号
千葉県木更津市請西南５丁目１番地14　アルモニー101、開始決定時の住所千葉県木更津市羽鳥野２丁目７番地３
破産者　林　　将彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第３３号
千葉県袖ケ浦市横田4195番地
破産者　能星　和規
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第５０５号
川崎市幸区小向町４番20―501号　アメニティハイム
破産者　Ｋフラッグ角忠こと　神田　浩幸
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１３号
川崎市宮前区宮前平１丁目４番地170
破産者　福永　久美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１９号
川崎市高津区坂戸３丁目８番５号　椿ハイツ
破産者　徳永亜耶香
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６７号
川崎市川崎区藤崎４丁目15番13号　ローヤル川崎　506
破産者　石神　将太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
川崎市宮前区平２丁目23番15―106号
破産者　笠倉　　寛
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９３号
川崎市高津区新作５丁目７番14号　新城ＱＳハイム　103
破産者　三上山由希
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６００号
川崎市高津区久末1920番地１　市営住宅Ａ―306
破産者　小松　晴美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
富山市豊若町二丁目７番39号
破産者　立野　みちよ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９号
静岡県菊川市本所1723番地の１
破産者　古川　己和
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
愛知県刈谷市井ケ谷町寺山下22番地　プリムローズ寺山103号
破産者　道添　紀久
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２８３号
愛知県安城市篠目町４丁目６番地１　パークヒルズささめ202
破産者　間々田博之
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９２号
愛知県刈谷市高松町５丁目５番地１　アンプルールブワ高松102号、前住所愛知県刈谷市一ツ木町５丁目15番地３　グレイス一ツ木Ⅱ203号
破産者　杉下　啓五
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３００号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字餅田13番地１メゾン牧野101、前住所愛知県田原市東赤石二丁目37番地　プランドール東赤石Ｂ棟102号室
破産者　阿部　恭也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営７－204号、前住所愛知県豊明市栄町南舘３番地の1803
破産者　村井由美子（旧姓斧澤）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
愛知県刈谷市井ケ谷町青木62番地１　Ａｚａｌｅａ２号館508号
破産者　森　　武康
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
愛知県豊田市若宮町５丁目３番地８
破産者　上田雄三郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
愛知県額田郡幸田町大字横落字竹ノ花79番地ライトハイツⅠ　205
破産者　菊地　清一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４８号
愛知県安城市和泉町北本郷230番地１　和泉乃郷Ⅱ号館102、前住所沖縄県名護市大北３丁目16番１－１－303号　大北団地
破産者　木下　克幸
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
愛知県岡崎市六名本町13番地９　シティハイツむつな　203
破産者　長渡　由喜
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６３号
愛知県みよし市三好丘緑五丁目７番地７　サンヒルズＣ棟101号、旧住所愛知県みよし市三好丘緑一丁目９番地１　ベルシティーＡ棟101号
破産者　松永　美咲
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７２号
愛知県豊田市上野町４丁目３番地８　レガーシア203号
破産者　勝山美由紀こと　ＫＡＴＳＵＹＡＭＡ　ＹＧＡＲＩ　ＣＩＮＤＹ　ＭＩＹＵＫＩ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７７号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田603号、前住所愛知県豊田市和会町東郷24番地
破産者　倉橋　照義
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８６号
愛知県安城市小川町的場丘21番地２　タウニーＫ－201、前住所愛知県安城市安城町社口堂128番地　レオパレス安祥204
破産者　稲垣　明美
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８７号
愛知県西尾市上矢田町寺前33番地５、住民票上の住所愛知県碧南市川口町６丁目78番地１
破産者　須山　文音
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市竜美北２丁目２番地14　コスモハイツ畔柳　Ｂ－201、前住所愛知県岡崎市稲熊町字後田16番地10
破産者　園田　眞弓
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
兵庫県明石市二見町東二見1356番地の２　セントラルビル302号
破産者　中塚　宏明
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３号
和歌山市粟97番地　メゾンミレット　Ａ５
破産者　杉原優子こと李　　優子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２０１号
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原182番地１
町営住宅方津戸団地　405号室
破産者　亀井　時夫
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２０２号
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原182番地１
町営住宅方津戸団地　405号室
破産者　亀井美智子（旧姓松村）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６１号
和歌山市吹屋町３丁目43番地１　フォーチュネイト吹屋301号室
破産者　池田　憲彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６７号
和歌山市中之島2216番地　アリストタワー和歌山シティ805
破産者　福島　佐織
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６９号
和歌山市三葛484番地１　三葛団地３－２－73
破産者　林　　将太（旧姓藤森）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２７５号
和歌山市紀三井寺353番地29
破産者　中前　香恵
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８３号
和歌山県有田市初島町浜1769番地１
破産者　杉本　春樹
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８４号
和歌山県紀の川市井田64番地４　コーポナナヤマ６－Ｃ
破産者　長谷川　昌子（旧姓　奥田）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８５号
和歌山県紀の川市下丹生谷47番地７
破産者　星野　悦子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８６号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地８棟４Ｆ223号
破産者　深瀬　美智（旧姓岩﨑）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８８号
和歌山県有田市港町842番地１
破産者　角田　智子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
和歌山県岩出市北大池118番地（505号）
破産者　松山　可奈
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９２号
和歌山市園部366番地１
破産者　福島　貞子（旧姓松尾）
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９５号
和歌山県紀の川市豊田273番地13
破産者　松田　又士
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９７号
和歌山市梶取67番地９
破産者　野谷　千絵
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０１号
香川県高松市高松町1715番地　ラ・トゥール高松町Ｆ１　203
破産者　菊野　知佳
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２６８号
福岡市東区和白東１丁目20番12―305号　エメラルドタウン和白Ａ棟
破産者　藤瀬　愉康
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３２９号
大分県別府市東荘園３丁目３番14―302号　宝物産ビル
破産者　鎌木　裕子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９５号
大分県臼杵市大字前田700番地の２　県営荒田住宅２Ａ－１－201
破産者　平岡　稜也
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１３号
大分県別府市大字内竈1256番地の７　市営亀川住宅Ｃ棟705号
破産者　栗林　精一
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７０号
北海道苫小牧市新富町１丁目６番６号　アバランチⅡ202
破産者　宮本　修二
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第９５号
北海道苫小牧市日の出町２丁目９番９号　グリーン荘　２階右、開始決定時の住所北海道苫小牧市日吉町１丁目５番３号
破産者　赤川　　歩
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１００号
北海道苫小牧市木場町３丁目４番17号　シャルムフレール206号
破産者　高橋　直彦
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市豊川町１丁目７番48号　メゾンM203号
破産者　鈴木　正寿
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１７１号
釧路市宮本２丁目７番123号　宮本団地Ｊ－0123号
破産者　小野　光代
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
釧路市富士見２丁目11番25号
破産者　松田　純子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
釧路市愛国東３丁目20番６号
破産者　斉藤友里恵
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６３号
青森県上北郡野辺地町字田狭沢10番地10　アップルハウス202
破産者　五十嵐陽子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
青森市八重田４丁目８番12号　コーポラス八重田205号
破産者　最上　衣織
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８５号
青森市古川２丁目17番15号　ドリームマンション１－Ｄ、旧住所青森市沖館５丁目18番３号　コーポ冴202号
破産者　佐藤　克将（旧姓秋元）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８７号
青森県上北郡野辺地町字向田301番地
破産者　佐藤真重美
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０５号
青森市長島４丁目１番５号　小林アパート１号
破産者　北澤　　幸
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７６号
福島県郡山市八山田五丁目209番地　ビューラー美つ坦Ｆ101号
破産者　五十嵐美夕紀
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第４６７号
栃木県宇都宮市宮原５丁目３番１号、前住所栃木県宇都宮市宮原４丁目４番３号　寺内貸家１号室
破産者　益子さつき（旧姓磯）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８６号
栃木県栃木市都賀町家中5884番地１　サンハイツ102
破産者　田村　謙二
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８９号
栃木県那須塩原市共墾社52番地　ケアプレイスこはる203号、前住所栃木県那須郡那須町大字寺子丙４番地　黒田団地９―51号
破産者　山崎　志門
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９３号
栃木県足利市葉鹿町757番地　県営葉鹿第１・２住宅２―52
破産者　青柳　真理
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９４号
栃木県佐野市多田町1148番地３
破産者　原田まり子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１２３号
神奈川県逗子市新宿３丁目７番８号　ドウエルⅠ―201
破産者　清水知恵実
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４２号
神奈川県三浦市海外町14番24号
破産者　高橋　愛治
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５２号
神奈川県横須賀市野比１丁目17番21号　サンコーポ野比２Ｆ　203号
破産者　宮下　和美
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市坂本町２丁目21番地
破産者　小林喜美子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目13番39号
破産者　秋山　真理
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４３号
神奈川県小田原市酒匂１丁目１番16号　フローラ本多202
破産者　岸　　和紀
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９６号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目14番１号　サンリバー桜台102号
破産者　石井　克徳
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４２号
相模原市中央区相生２丁目９番７―106号
破産者　萩原　計宏
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６４号
新潟県阿賀野市下条町２番12号
破産者　阿部　正行
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１４０号
新潟県長岡市寺泊吉64番地２　二ノ関団地市営住宅４号棟
破産者　山田　貞一
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３１１号
静岡市葵区羽鳥５丁目26番27号
破産者　布施　明菜
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０５号
静岡市清水区草薙一里山２番８号　メゾン一里塚Ｂ201
破産者　山本　　舞
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２０号
静岡市葵区千代田４丁目４番218号　ヴェラハイツ千代田
破産者　笠井　克哉
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９３号
山口県下関市南部町21番４号　Ｓ．ｂａｕｈａｕｓ　402号
破産者　木村　国光（旧姓河野）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１８３号
香川県さぬき市寒川町石田西52番地15
破産者　東滝　友子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３４１号
愛媛県松山市美沢２丁目７番５号　マンション松本302号
破産者　三浦アヤ子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０号
愛媛県宇和島市津島町岩渕甲715番地
破産者　山本　英之
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県大牟田市大字橘725番地２　第１矢野コーポ　201号
破産者　城戸アケミ
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第３３号
長崎県島原市有明町湯江丙434番地１
破産者　才藤　　葵
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
大分市大字城原2365番地の５　セティア112
破産者　柿本　隼人
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４９号
大分県別府市扇山５丁目22番28号
破産者　三宮　乃愛（旧姓中村）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８６号
大分市三川下２丁目３番12号
破産者　大室　真行
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９６号
大分県別府市大字鶴見643番地　スプリングプレイス鉄輪302号
破産者　尾林　賢二
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０３号
大分市大字政所3495番地の３　リディアパレス21―815
破産者　高橋　幸治
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１４号
大分県別府市朝見１丁目18番13号　シェアハウスらいむ
破産者　仲村　文子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池1828番地１　旭ケ丘ハイツ103号室
破産者　野崎　麻紀
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０５号
宮崎県都城市太郎坊町6094番地３
破産者　岩下千鶴子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０７号
宮崎県都城市鷹尾四丁目５街区15号　サニーコーポ202、前住所宮崎県都城市蓑原町3021番地２　タウンズガロア202
破産者　山口　美穂
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５６号
宮崎県日向市向江町２丁目160番地　グランデ・ソーレＫ101号
破産者　伊比井正洋
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１０２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8600番地69　町営住宅51棟20号
破産者　黒木　忠憲
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地　市営住宅４－２－４－58
破産者　安藤奈津美
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１１６号
宮崎県延岡市別府町3987番地６
破産者　戸上恵利香
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１２８号
宮崎県延岡市鹿狩瀬町1586番地41
破産者　吉田　哲也
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１３４号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2268番地４　市営住宅２－304
破産者　榮田いづみ（旧姓徳永）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１１２号
福岡県福津市日蒔野１丁目11番地の23　キャッスルスリー202号
再生債務者　大原　拓也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５号
群馬県太田市大原町35番地93
再生債務者　大野　正太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第４７号
東京都昭島市中神町1139番地ウィローレヂデンスＢ棟306号
再生債務者　今村　太司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第２号
兵庫県丹波市山南町前川131番地１
再生債務者　瀬川　　弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第３３号
川崎市川崎区日進町21番地１　ガーラ・プレシャス川崎　418
再生債務者　平野　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第４号
新潟県燕市太田2195番地２
再生債務者　吉田万里子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　新潟地方裁判所三条支部

令和７年（再イ）第４７号
富山市布市新町101番地
再生債務者　舟田　和史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１５号
富山市花崎196番地
再生債務者　小杉　道明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１９号
三重県津市安濃町田端上野1097番地16
再生債務者　安川　正信
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　津地方裁判所再生係

令和７年（再イ）第４２号
神奈川県秦野市西田原1233番地の１　ＬａＳａｉｓｏｎくず葉の森Ｂ棟　201号
再生債務者　宍倉　一基
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２４号
神奈川県足柄上郡大井町金子2825番地７
再生債務者　柳川友理恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２５号
茨城県水戸市元吉田町1852番地の６　アティオ310―208号
再生債務者　柳川　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１７５号
福岡県宗像市田熊４丁目３番21―403号
再生債務者　加鹿　優汰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５号
宮崎県日南市園田二丁目４番14号
再生債務者　田中美智代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（再イ）第２１号
青森市金沢１丁目４番13号
再生債務者　長谷　正善
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第８号
神奈川県横須賀市根岸町１丁目３番44号
再生債務者　松下　義明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第５７号
京都市山科区西野様子見町１番地の15　山科団地Ｄ棟907号
再生債務者　川瀬　千裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１０号
山口県下関市大学町４丁目９番20号
再生債務者　江藤　順司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第１２１号
福岡県糟屋郡新宮町下府７丁目９番45号
再生債務者　北原　章彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１７４号
福岡市南区野間４丁目22番２―202号　コスモ野間大池
再生債務者　中村由美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１号
青森県上北郡野辺地町字新町裏16番地８　城内公舎202、申立時の住所青森県上北郡野辺地町字新町裏16番地８　城内公舎105
再生債務者　平井　裕三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１５号
群馬県渋川市半田728番地１　フロイデⅠ101
再生債務者　伊藤　慎弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（再イ）第６３号
相模原市南区相模大野７丁目27番19号リヴェール相模大野Ａ203、開始決定時の住所　川崎市宮前区宮崎２―７―43エスティ宮崎台208
再生債務者　斎藤　政吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第５５号
神奈川県平塚市四之宮４丁目20番21―３号
再生債務者　神林　大貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１４号
富山市婦中町夢ケ丘170番地
再生債務者　中川　保夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３０号
岡山県浅口市鴨方町深田2340番地３
再生債務者　原田　裕子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第１６４号
福岡市早良区南庄６丁目９番５―302号　アンソール室見
再生債務者　福永　美穂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６１号
岡山県玉野市長尾325番地８
再生債務者　児島　　遥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第２３号
広島県福山市日吉台１丁目16番５号
再生債務者　山路　隼也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１６号
香川県高松市檀紙町675番地３
再生債務者　堀上　佑馬
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１５号
愛媛県松山市鷹子町856番地７　Ｇ－Ｒ103号
再生債務者　寶田　　要
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２８号
愛媛県松山市西垣生町1368番地３　ルナピエーノ　1002号
再生債務者　髙岡　　佑
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３号
佐賀県唐津市神田2055番地　パールハイツＫ105
再生債務者　川添　大輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（再イ）第４７号
札幌市中央区旭ケ丘１丁目５番５－201号
再生債務者　竹内　朝美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第４号
千葉県茂原市小林3495番地21
再生債務者　三浦　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第１号
新潟市江南区三條岡２丁目３番３号
再生債務者　伏見　直行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２８号
静岡県浜松市中央区篠原町21977番地の１
再生債務者　大石　勝則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和７年（再イ）第３６０号
愛知県清須市西堀江741番地　ファミール須ケ口202
再生債務者　山本　太陽
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８５号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木５番地２
再生債務者　小泉　大志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４号
山口県下関市豊浦町大字川棚1588番地32
再生債務者　松本　敏宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再ロ）第３号
福島県郡山市横塚六丁目17番17号　トライアングルハウスⅠ－Ｂ棟
再生債務者　伊藤　将史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第１６号
栃木県那須塩原市埼玉542番地８
再生債務者　津久井　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再イ）第２１号
栃木県足利市借宿町563番地
再生債務者　髙田　純弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第４５号
静岡市清水区折戸433番地の123
再生債務者　大滝　幹生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２２号
静岡県三島市壱町田235番地
再生債務者　ヘッティアラチゲ　アヌルッダ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

独立行政法人酒類総合研究所令和７年度財務諸表に関する公告

令和８年10月19日

広島県東広島市鏡山三丁目７番１号
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　大串　憲祐

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額	
資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金		64,823,197
未収金		340,623,915
立替金		375,418
棚卸資産		21,947,689
前払費用		1,828,817
賞与引当金見返(注)		38,206,360
流動資産合計		467,805,396
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産		
建物	5,278,825,430	
減価償却累計額	△ 3,743,987,595	1,534,837,835
構築物	194,649,389	
減価償却累計額	△ 156,396,204	38,253,185
機械及び装置	896,225,346	
減価償却累計額	△ 878,683,831	17,541,515
車両運搬具	5,182,707	
減価償却累計額	△ 5,182,704	3
工具器具備品	2,239,461,954	
減価償却累計額	△ 1,763,015,631	476,446,323
土地		2,220,000,000
有形固定資産合計		4,287,078,861
2　無形固定資産		
ソフトウェア		34,928,087
電話加入権		30,000
無形固定資産合計		34,958,087
3　その他の資産		
退職給付引当金見返(注)		448,579,380
預託金		25,060
その他の資産合計		448,604,440
固定資産合計		4,770,641,388
資産合計		5,238,446,784
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
研究業務未払金		81,362,079
未払金		250,535,832
未払費用		14,689,725
前受金		1,771,700
預り金		5,778,153
賞与引当金		38,206,360
流動負債合計		392,343,849
Ⅱ　固定負債		
1　資産見返負債(注)		
資産見返運営費交付金	615,128,909	
資産見返物品受贈額	43	
資産見返寄付金	200,000	615,328,952
2　その他固定負債		
退職給付引当金	448,579,380	448,579,380
固定負債合計		1,063,908,332
負債合計		1,456,252,181
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		8,302,582,580
資本金合計		8,302,582,580

Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金		165,389,977
その他行政コスト累計額㈱		
減価償却相当累計額	△ 4,390,358,837	
減損損失相当累計額	△ 690,000	
除売却差額相当累計額	△ 365,763,659	△ 4,756,812,496
資本剰余金合計		△ 4,591,422,519
Ⅲ　利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金㈱		1
積立金㈱		45,479,187
当期未処分利益		25,555,354
（うち当期総利益）		(25,555,354)
利益剰余金合計		71,034,542
純資産合計		3,782,194,603
負債純資産合計		5,238,446,784

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

科　目	金　額	
経常費用		
研究業務費		
人件費	473,947,402	
業務委託費	56,725,396	
減価償却費	55,602,161	
保守・修繕費	145,945,804	
水道光熱費	65,589,692	
旅費交通費	15,076,117	
消耗品費	93,958,360	
支払手数料	15,590,819	
保険料	9,469,253	
通信費	4,342,927	
図書印刷費	8,132,735	
その他業務経費	9,377,483	953,758,149
共同研究費		
消耗品費	962,693	
業務委託費	287,307	1,250,000
一般管理費		
人件費	135,067,007	
減価償却費	38,905,481	
保守・修繕費	123,215,255	
水道光熱費	1,655,473	
旅費交通費	3,977,026	
消耗品費	68,399,353	
支払手数料	6,067,581	
保険料	2,018,031	
通信費	1,729,226	
図書印刷費	3,265,545	
その他管理経費	5,970,709	390,270,687
経常費用合計		1,345,278,836
経常収益		
運営費交付金収益㈱		1,004,748,032
知的所有権収入		3,666,491
その他事業収入		
鑑評会収入	20,522,314	
その他収入	36,715,358	57,237,672
共同研究収益		1,250,000
施設費収益㈱		90,095,086
寄付金収益㈱		5,291,720
資産見返負債戻入㈱		
資産見返運営費交付金戻入	94,137,205	
資産見返物品受贈額戻入	170,477	
資産見返寄付金戻入	200,000	94,507,682
引当金見返に係る収益㈱		
賞与引当金見返に係る収益	38,206,360	
退職給付引当金見返に係る収益	46,303,685	84,510,045
財務収益		
受取利息		762,506
雑益		
その他雑収入		4,549,468
経常収益合計		1,346,618,702
経常利益		1,339,866

臨時損失		
固定資産除却損		994,441
臨時損失合計		994,441
臨時利益		
精算による運営費交付金収益㈱		25,129,929
固定資産売却益		79,999
臨時利益合計		25,209,928
当期純利益		25,555,353
積立金取崩額㈱		1
当期総利益		25,555,354

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		25,555,354
当期総利益	25,555,354	
Ⅱ　積立金振替額		1
前中期目標期間繰越積立金	1	
Ⅲ　利益処分額		25,555,355
積立金	25,555,355	

なお、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、重要な会計方針、注記事項及び附属明細書については、当研究所ホームページに掲載しております。
https://www.nrib.go.jp

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構財務諸表について次のとおり公告します。
なお、同条第４項の規定により、附属明細書その他主務省令で定める書類は、当機構のホームページで公告しております。

令和８年10月19日

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長　斎藤　　保（https://www.nedo.go.jp）

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

科目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調整	法人単位
資産の部									
Ⅰ　流動資産									
現金及び預金	30,042,146,625	181,625,929	141,141,626,016	1,869,547,869	3,392,979,353,744	1,368,266,973,710	1,876,028,406,213	—	6,810,509,680,106
有価証券	—	—	—	—	100,000,000,000	—	—	—	100,000,000,000
前渡金	113,104,923	—	717,617,060	90	10,997,136,484	1,153,473,650	9,721,220,920	—	22,702,553,127
前払費用	13,578,653	—	66,325,327	6,079	102,288,881	2,351,832	36,453,512	—	221,004,284
未収収益	21,301,772	192,291	120,997,864	3,396,383	4,029,055,574	1,250,481,988	2,266,351,184	—	7,691,777,056
未収金	93,273,389	—	319,912,358	4,746	488,696,047	650,509	20,069,219△	15,099,568	907,506,700
貸倒引当金	△ 88,667,948	—	△ 243,294,653	—	—	—	—	—	△ 331,962,601
賞与引当金見返	24,197,239	—	146,363,269	—	272,485,048	6,952,027	96,149,491	—	546,147,074
その他の流動資産	12,172	—	82,873	10	149,766	3,511	54,438	—	302,770
流動資産合計	30,218,946,825	181,818,220	142,269,630,114	1,872,955,177	3,508,869,165,544	1,370,680,887,227	1,888,168,704,977△	15,099,568	6,942,247,008,516

Ⅱ　固定資産									
1　有形固定資産									
建物	183,318,994	9,505,661	1,483,720,332	3,359,526	279,965,983	6,350,878	86,580,292	—	2,052,801,666
減価償却累計額	△ 37,288,864	△ 6,613,864	△ 193,137,477	△ 2,056,167	△ 23,234,519	△ 336,915	△ 3,618,285	—	△ 266,286,091
車両運搬具	270,020	—	2,602,927	2,358	72,516	—	—	—	2,947,821
減価償却累計額	△ 245,426	—	△ 2,365,638	△ 2,117	△ 65,919	—	—	—	△ 2,679,100
工具器具備品	24,813,092	5,098,657	138,268,668	426,454	42,519,940	799,930	10,127,322	—	222,054,063
減価償却累計額	△ 16,881,107	△ 4,842,888	△ 71,913,018	△ 380,500	△ 7,919,976	△ 101,265	△ 662,008	—	△ 102,700,762
有形固定資産合計	153,986,709	3,147,566	1,357,175,794	1,349,554	291,338,025	6,712,628	92,427,321	—	1,906,137,597
2　無形固定資産									
電話加入権	1,060,540	63,290	2,794,366	4,804	—	—	—	—	3,923,000
ソフトウェア	14,885,526	—	159,918,782	30,404	19,327,435	19,474	269,162	—	194,450,783
無形固定資産合計	15,946,066	63,290	162,713,148	35,208	19,327,435	19,474	269,162	—	198,373,783
3　投資その他の資産									
投資有価証券	—	—	—	1,000,000,000	167,400,000,000	—	—	—	168,400,000,000
敷金・保証金	323,818,807	119,629,657	1,173,014,782	—	—	—	—	—	1,616,463,246
長期前払費用	7,425,000	—	75,075,000	—	—	—	—	—	82,500,000
前払年金費用	15,268,057	—	103,951,920	11,394	187,876,860	4,405,708	68,288,474	—	379,802,413
退職給付引当金見返	129,884,130	—	884,310,608	—	1,598,253,303	37,479,003	580,924,543	—	3,230,851,587
投資その他の資産合計	476,395,994	119,629,657	2,236,352,310	1,000,011,394	169,186,130,163	41,884,711	649,213,017	—	173,709,617,246
固定資産合計	646,328,769	122,840,513	3,756,241,252	1,001,396,156	169,496,795,623	48,616,813	741,909,500	—	175,814,128,626
資産合計	30,865,275,594	304,658,733	146,025,871,366	2,874,351,333	3,678,365,961,167	1,370,729,504,040	1,888,910,614,477 △	15,099,568	7,118,061,137,142
負債の部									
Ⅰ　流動負債									
運営費交付金債務	16,274,052,516	—	109,343,897,742	—	—	—	—	—	125,617,950,258
預り補助金等	—	—	—	—	1,266,013,044,998	390,242,826,157	526,156,768,529	—	2,182,412,639,684
未払金	11,836,696,625	813,900	24,077,993,262	53,599	158,481,637,122	24,321,705,611	21,675,493,694 △	15,099,568	240,379,294,245
預り金	3,570,825	—	21,003,110	235,902	35,929,535	1,001,466	11,937,511	—	73,678,349
賞与引当金	24,197,239	—	146,363,269	16,043	272,485,048	6,952,027	96,149,491	—	546,163,117
資産除去債務	19,732,191	3,912,981	47,588,549	1,498,279	—	—	—	—	72,732,000
流動負債合計	28,158,249,396	4,726,881	133,636,845,932	1,803,823	1,424,803,096,703	414,572,485,261	547,940,349,225 △	15,099,568	2,549,102,457,653
Ⅱ　固定負債									
資産見返負債	168,755,751	554,328	1,516,891,281	—	310,665,460	6,732,102	92,696,483	—	2,096,295,405
資産見返運営費交付金	168,755,751	554,328	1,516,891,281	—	—	—	—	—	1,686,201,360
資産見返補助金等	—	—	—	—	310,665,460	6,732,102	92,696,483	—	410,094,045

長期預り補助金等	—	—	—	—	2,251,466,068,841	956,108,401,966	1,340,228,355,752	—	4,547,802,826,559
退職給付引当金	129,884,130	—	884,310,608	96,929	1,598,253,303	37,479,003	580,924,543	—	3,230,948,516
前払年金費用見返	15,268,057	—	103,951,920	—	187,876,860	4,405,708	68,288,474	—	379,791,019
固定負債合計	313,907,938	554,328	2,505,153,809	96,929	2,253,562,864,464	956,157,018,779	1,340,970,265,252	—	4,553,509,861,499
負債合計	28,472,157,334	5,281,209	136,141,999,741	1,900,752	3,678,365,961,167	1,370,729,504,040	1,888,910,614,477	△ 15,099,568	7,102,612,319,152
純資産の部									
Ⅰ　資本金									
政府出資金	955,406,082	239,514,165	388,021,609	64,937,000,000	—	—	—	—	66,519,941,856
民間出資金	—	67,450,000	67,450,000	—	—	—	—	—	134,900,000
資本金合計	955,406,082	306,964,165	455,471,609	64,937,000,000	—	—	—	—	66,654,841,856
Ⅱ　資本剰余金									
資本剰余金	104,246,148	△ 12,108,418	844,215,146	—	—	—	—	—	936,352,876
その他行政コスト累計額	△ 4,429,133	△ 3,703,460	△ 24,779,978	△ 13,834	—	—	—	—	△ 32,926,405
減価償却相当累計額	△ 2,213,172	△ 2,167,623	△ 3,862,591	—	—	—	—	—	△ 8,243,386
減損損失相当累計額	△ 40,527	△ 38,901	△ 70,446	△ 3,126	—	—	—	—	△ 153,000
承継資産に係る費用相当累計額	△ 188,033	△ 185,187	△ 258,408	△ 10,708	—	—	—	—	△ 642,336
除売却差額相当累計額	△ 1,987,401	△ 1,311,749	△ 20,588,533	—	—	—	—	—	△ 23,887,683
資本剰余金合計	99,817,015	△ 15,811,878	819,435,168	△ 13,834	—	—	—	—	903,426,471
Ⅲ　利益剰余金（△繰越欠損金）									
積立金	662,672,774	437,609	4,669,276,382	—	—	—	—	—	5,332,386,765
当期未処分利益（△当期未処理損失）	675,222,389	7,787,628	3,939,688,466	△ 62,064,535,585	—	—	—	—	△ 57,441,837,102
（うち当期総利益）	(675,222,389)	(7,787,628)	(3,939,688,466)	(14,663,713)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4,637,362,196)
利益剰余金（△繰越欠損金）合計	1,337,895,163	8,225,237	8,608,964,848	△ 62,064,535,585	—	—	—	—	△ 52,109,450,337
純資産合計	2,393,118,260	299,377,524	9,883,871,625	2,872,450,581	—	—	—	—	15,448,817,990
負債純資産合計	30,865,275,594	304,658,733	146,025,871,366	2,874,351,333	3,678,365,961,167	1,370,729,504,040	1,888,910,614,477	△ 15,099,568	7,118,061,137,142

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

項　　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　　整	法人単位
Ⅰ　損益計算書上の費用									
業務費	32,261,022,054	814,530	92,568,648,880	8,360,900	1,293,658,009,786	224,783,302,517	143,070,495,573	△ 145,814,668	1,786,204,839,572
一般管理費	798,146,159	1,574,001	5,451,642,400	1,293,951	10,752,584,558	240,716,216	3,836,778,766	—	21,082,736,051
雑損	1,613,821	9,215,187	37,943,263	50	857,604	19,984	309,832	—	49,959,741
臨時損失	1,572,283	579,717	6,668,092	82,301	265,806	—	—	—	9,168,199
損益計算書上の費用合計	33,062,354,317	12,183,435	98,064,902,635	9,737,202	1,304,411,717,754	225,024,038,717	146,907,584,171	△ 145,814,668	1,807,346,703,563
Ⅱ　行政コスト	33,062,354,317	12,183,435	98,064,902,635	9,737,202	1,304,411,717,754	225,024,038,717	146,907,584,171	△ 145,814,668	1,807,346,703,563

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

科　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　整	法人単位
経常費用									
業務費	32,261,022,054	814,530	92,568,648,880	8,360,900	1,293,658,009,786	224,783,302,517	143,070,495,573	△ 145,814,668	1,786,204,839,572
給与手当	107,859,057	—	671,029,643	—	186,684,561	748,834	—	—	966,322,095
福利厚生費	10,062,993	—	—	—	36,003,403	3,861,036	—	—	49,927,432
その他の人件費	70,046,141	—	50,897,322	59,000	253,040,769	24,063,599	—	—	398,106,831
外部委託費	26,071,015,756	—	61,827,262,015	—	1,105,556,655,783	43,174,303	—	—	1,193,498,107,857
補助事業費	5,519,886,141	—	26,228,382,618	—	186,625,779,009	222,928,562,113	143,035,992,662	—	584,338,602,543
旅費交通費	71,760,151	—	454,525,336	7,874,370	200,216,140	8,002,061	34,453,411	—	776,831,469
消耗品費	574,217	—	4,121,537	—	—	—	—	—	4,695,754
賃借料	70,641,257	—	77,421,165	—	4,452,910	—	—	—	152,515,332
請負費	269,890,722	—	2,546,175,035	—	282,992,752	—	49,500	—	3,099,108,009
保守・修繕費	273,775	—	2,768,164	—	—	—	—	—	3,041,939
水道光熱費	1,158,692	—	—	—	—	—	—	—	1,158,692
消費税等	3,007,883	813,900	141,992,885	—	—	—	—	△ 145,814,668	—
貸倒引当金繰入額	—	—	82,462,264	—	—	—	—	—	82,462,264
預り補助金等繰入額	—	—	—	—	—	1,774,890,571	—	—	1,774,890,571
その他の業務費	64,845,269	630	481,610,896	427,530	512,184,459	—	—	—	1,059,068,784
一般管理費	798,146,159	1,574,001	5,451,642,400	1,293,951	10,752,584,558	240,716,216	3,836,778,766	—	21,082,736,051
給与手当	222,302,791	—	1,512,560,724	168,153	2,922,967,138	66,866,273	1,052,817,865	—	5,777,682,944
福利厚生費	51,932,320	—	353,579,442	38,729	639,038,858	14,985,409	232,274,438	—	1,291,849,196
退職給付費用	△ 47,858,592	—	△ 331,240,107	△ 23,192	444,796,555	1,182,896	108,704,866	—	175,562,426
その他の人件費	135,243,337	—	920,799,207	100,897	1,664,199,586	39,025,399	604,894,412	—	3,364,262,838
外部委託費	21,792,643	—	148,374,388	16,258	268,163,334	6,288,415	97,470,584	—	542,105,622
旅費交通費	13,498,107	—	91,902,371	10,039	166,097,343	3,894,899	60,372,258	—	335,775,017
消耗品費	17,499,222	—	119,143,065	13,044	215,331,811	5,049,498	78,267,683	—	435,304,323
賃借料	79,415,875	—	540,700,293	59,238	977,230,112	22,915,978	355,198,425	—	1,975,519,921
減価償却費	26,410,190	1,574,001	203,678,481	703,559	35,011,563	314,734	3,786,094	—	271,478,622
請負費	266,486,540	—	1,814,363,006	198,845	3,279,176,549	76,896,566	1,191,897,571	—	6,629,019,077
保守・修繕費	1,035,266	—	7,048,804	762	12,739,206	298,717	4,630,404	—	25,753,159
水道光熱費	2,050,195	—	13,959,081	1,515	25,228,160	591,571	9,169,830	—	51,000,352
その他の一般管理費	8,338,265	—	56,773,645	6,104	102,604,343	2,405,861	37,294,336	—	207,422,554
雑損	1,613,821	9,215,187	37,943,263	50	857,604	19,984	309,832	—	49,959,741
国庫納付金	1,464,200	9,215,187	36,064,239	—	—	—	—	—	46,743,626
その他の雑損	149,621	—	1,879,024	50	857,604	19,984	309,832	—	3,216,115
経常費用合計	33,060,782,034	11,603,718	98,058,234,543	9,654,901	1,304,411,451,948	225,024,038,717	146,907,584,171	△ 145,814,668	1,807,337,535,364

経常収益									
運営費交付金収益	33,195,768,780	—	98,800,024,674	—	—	—	—	—	131,995,793,454
業務収益	—	—	—	8,299,858	—	—	—	—	8,299,858
海外研究者招へい事業	—	—	—	8,299,858	—	—	—	—	8,299,858
補助金等収益	—	—	—	—	1,280,286,395,158	218,565,030,274	136,672,690,685	—	1,635,524,116,117
資産見返負債戻入	26,410,190	140,172	203,678,481	—	35,011,563	314,734	3,786,094	—	269,341,234
資産見返運営費交付金戻入	26,410,190	140,172	203,678,481	—	—	—	—	—	230,228,843
資産見返補助金等戻入	—	—	—	—	35,011,563	314,734	3,786,094	—	39,112,391
賞与引当金見返に係る収益	14,237,200	—	73,664,637	—	337,405,936	6,797,208	110,139,993	—	542,244,974
退職給付引当金見返に係る収益	△ 48,343,350	—	△ 334,540,608	—	438,831,439	1,043,019	106,536,696	—	163,527,196
財務収益	185,947,579	1,081,271	735,964,368	16,095,994	18,658,469,249	6,450,096,875	9,607,173,628	—	35,654,828,964
受取利息	185,947,579	1,081,271	735,964,368	8,390,994	18,100,282,472	6,450,096,875	9,607,173,628	—	35,088,937,187
有価証券利息	—	—	—	7,705,000	558,186,777	—	—	—	565,891,777
雑益	360,672,138	18,169,903	2,512,731,457	5,063	4,497,480,315	756,607	407,257,075	△ 145,814,668	7,651,257,890
研究開発資産売却収入	113,299,316	8,954,716	1,417,367,325	—	1,674,352,854	—	—	—	3,213,974,211
補助金等返還収入	199,419,228	9,215,187	549,789,686	536	2,069,905,729	205,909	379,830,973	—	3,208,367,248
その他の雑益	47,953,594	—	545,574,446	4,527	753,221,732	550,698	27,426,102	△ 145,814,668	1,228,916,431
経常収益合計	33,734,692,537	19,391,346	101,991,523,009	24,400,915	1,304,253,593,660	225,024,038,717	146,907,584,171	△ 145,814,668	1,811,809,409,687
経常利益（△経常損失）	673,910,503	7,787,628	3,933,288,466	14,746,014	△ 157,858,288	—	—	—	4,471,874,323
臨時損失									
固定資産除売却損	1,572,283	579,717	6,668,092	82,301	265,806	—	—	—	9,168,199
臨時損失合計	1,572,283	579,717	6,668,092	82,301	265,806	—	—	—	9,168,199
臨時利益									
資産見返負債戻入	1,572,283	579,717	6,668,092	—	265,806	—	—	—	9,085,898
資産見返運営費交付金戻入	1,572,283	579,717	6,668,092	—	—	—	—	—	8,820,092
資産見返補助金等戻入	—	—	—	—	265,806	—	—	—	265,806
貸倒引当金戻入益	1,311,886	—	6,400,000	—	157,858,288	—	—	—	165,570,174
臨時利益合計	2,884,169	579,717	13,068,092	—	158,124,094	—	—	—	174,656,072
当期純利益	675,222,389	7,787,628	3,939,688,466	14,663,713	—	—	—	—	4,637,362,196
当期総利益	675,222,389	7,787,628	3,939,688,466	14,663,713	—	—	—	—	4,637,362,196

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（法人単位）　　（単位：円）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金						Ⅲ　利益剰余金	純資産合計
					その他行政コスト累計額						
	政府出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	資本剰余金合計	利益剰余金	
当期首残高	66,519,941,856	134,900,000	66,654,841,856	936,352,876	△ 8,243,386	△ 153,000	△ 642,336	△ 23,887,683	903,426,471	△ 56,746,812,533	10,811,455,794
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

Ⅱ　資本剰余金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,637,362,196	4,637,362,196
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,637,362,196	4,637,362,196
当期末残高	66,519,941,856	134,900,000	66,654,841,856	936,352,876	△ 8,243,386	△ 153,000	△ 642,336	△ 23,887,683	903,426,471	△ 52,109,450,337	15,448,817,990

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

項　　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー									
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 31,484,258,454	△ 630	△ 88,168,217,029	△ 8,181,598	△ 1,290,985,876,760	△ 205,428,984,253	△ 134,171,846,359	—	△ 1,750,247,365,083
人件費支出	△ 631,294,640	—	△ 3,771,167,009	△ 388,958	△ 5,774,007,373	△ 154,281,014	△ 1,936,618,684	—	△ 12,267,757,678
その他の業務支出	△ 436,156,010	—	△ 2,972,040,590	△ 1,519,539	△ 4,896,339,090	△ 119,029,083	△ 1,803,812,319	—	△ 10,228,896,631
運営費交付金収入	24,912,066,000	—	126,392,426,000	—	—	—	—	—	151,304,492,000
補助金等収入	—	—	—	—	403,163,059,000	—	46,579,837,000	—	449,742,896,000
補助金等の精算による返還金の支出	△ 1,326,083	△ 9,215,187	△ 35,103,534	—	—	—	—	—	△ 45,644,804
その他の業務収入	64,032,847	9,215,187	729,364,628	9,102,936	1,757,297,287	956,333	400,763,663	—	2,970,732,881
小計	△ 7,576,936,340	△ 630	32,175,262,466	△ 987,159	△ 896,735,866,936	△ 205,701,338,017	△ 90,931,676,699	—	△ 1,168,771,543,315
利息及び配当金の受取額	171,829,060	968,885	654,329,698	14,688,518	16,756,353,380	5,776,317,359	8,320,688,869	—	31,695,175,769
消費税還付金収入	—	—	—	—	21,405,147	8,205	88,261	△ 21,501,613	—
消費税等の支払額	△ 9,483,576	—	△ 186,939,237	—	—	—	—	21,501,613	△ 174,921,200
研究開発資産売却収入	113,299,316	8,954,716	1,432,580,202	—	1,674,352,854	—	—	—	3,229,187,088
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,301,291,540	9,922,971	34,075,233,129	13,701,359	△ 878,283,755,555	△ 199,925,012,453	△ 82,610,899,569	—	△ 1,134,022,101,658
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー									
定期預金の預入による支出	△ 83,800,000,000	△ 680,000,000	△ 350,000,000,000	△ 3,704,000,000	△ 10,833,622,000,000	△ 4,763,725,000,000	△5,780,771,000,000	—	△ 21,816,302,000,000
定期預金の払戻による収入	82,000,000,000	680,000,000	340,000,000,000	3,702,000,000	10,873,266,000,000	4,486,950,000,000	5,529,362,000,000	—	21,315,960,000,000
有価証券の償還による収入	—	—	—	—	7,600,000,000	—	—	—	7,600,000,000
有形・無形固定資産の取得による支出	△ 116,865,468	—	△ 1,120,571,539	△ 14,149	△ 187,093,164	△ 4,874,483	△ 70,113,728	—	△ 1,499,532,531
その他の投資活動による支出	△ 4,022,888	—	△ 40,468,209	—	—	—	—	—	△ 44,491,097

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,920,888,356	—	△ 11,161,039,748	△ 2,014,149	47,056,906,836	△ 276,779,874,483	△ 251,479,113,728	—	△ 494,286,023,628
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅳ　資金に係る換算差額	1,212,452	—	15,175,179	595	11,234,208	229,777	3,561,547	—	31,413,758
Ⅴ　資金増加額（△資金減少額）	△ 9,220,967,444	9,922,971	22,929,368,560	11,687,805	△ 831,215,614,511	△ 476,704,657,159	△ 334,086,451,750	—	△ 1,628,276,711,528
Ⅵ　資金期首残高	27,463,114,069	1,702,958	38,212,257,456	4,860,064	1,090,538,968,255	550,896,630,869	366,905,857,963	—	2,074,023,391,634
Ⅶ　資金期末残高	18,242,146,625	11,625,929	61,141,626,016	16,547,869	259,323,353,744	74,191,973,710	32,819,406,213	—	445,746,680,106

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	675,222,389	7,787,628	3,939,688,466	△ 62,064,535,585	—	—	—	△ 57,441,837,102
当期総利益	675,222,389	7,787,628	3,939,688,466	14,663,713	—	—	—	4,637,362,196
前期繰越欠損金（△）	—	—	—	△ 62,079,199,298	—	—	—	△ 62,079,199,298
Ⅱ　利益処分額（△損失処理額）								
積立金（△積立金取崩額）	675,222,389	7,787,628	3,939,688,466	—	—	—	—	4,622,698,483
Ⅲ　次期繰越欠損金（△）	—	—	—	△ 62,064,535,585	—	—	—	△ 62,064,535,585

注　記　事　項

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（法人単位）

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建　　物　８～38年

車両運搬具　　６年

工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産等に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

４．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金等により財源措置がなされる見込みであるものについては、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑶　退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

運営費交付金等により、財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金等により、掛金及び年金積立不足額に応じて財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金については、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．重要な会計上の見積り

資産除去債務

⑴　当該事業年度の財務諸表に計上した金額

資産除去債務（流動負債）　72,732,000円

⑵　会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

①　当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務のうち、当該債務額について合理的な見積りが可能なものについて、負債を計上しています。

算出に当たっては、処分又は原状回復に係る費用の見積額を算定しており、退去日までの期間が短期間（１年未満）のため、割引率の設定は行っておりません。

②　翌事業年度の財務諸表に与える影響

貸借対照表に計上しているものについては、工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた除去費用が見積額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に計上していないものについては、「Ⅸ．資産除去債務関係⑵資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの」に記載のとおり、合理的な見積りができないため、負債を計上しておりません。翌事業年度に状況が変化し、合理的な見積りが可能となるような事象が発生した場合には、資産除去債務を計上する可能性があります。

Ⅲ．貸借対照表注記

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額　△　32,773,405円

Ⅳ．行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,807,346,703,563円
自己収入等	△　43,314,386,712円
法人税等及び国庫納付額	△　46,743,626円
機会費用	1,890,250,854円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,765,875,824,079円

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体からの出向職員の機会費用

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当機構での勤務期間に対応する部分について、職員退職手当規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額　89,235,100円

⑵　国の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

⑶　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	6,810,509,680,106円
定期預金	△6,364,763,000,000円
資金期末残高	445,746,680,106円

Ⅵ．有価証券関係

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　分	期末日における貸借対照表計上額	期末日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	268,400,000,000	264,428,970,000	△　3,971,030,000

２．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
債券	100,000,000,000	168,400,000,000	—	—
地方債	20,300,000,000	98,300,000,000	—	—
その他	79,700,000,000	70,100,000,000	—	—

Ⅶ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債等のみを保有しており株式等は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、預金、一般勘定及びエネルギー需給勘定を除く未収金、未払金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。未収金のうち一般勘定及びエネルギー需給勘定に係るものについては、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券（満期保有目的債券）	268,400,000,000	264,428,970,000	△ 3,971,030,000

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

地方債、財投機関債及び利付金融債

これらは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

Ⅷ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構役員退職手当規程及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構職員退職手当規程に基づき給付しております。

企業年金制度（積立型制度である。）では、経済産業関係法人企業年金基金に加入しております。同基金は、確定給付企業年金と確定拠出年金の複合型の制度であります。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,798,564,782円
勤務費用	261,491,993円
利息費用	49,681,082円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 549,556,157円
退職給付の支払額	△ 242,973,486円
過去勤務費用の当期発生額	△ 164,091,195円
制度加入者からの拠出額	13,520,440円
その他※	402,864円
期末における退職給付債務	4,167,040,323円

※出向者に係る出向先負担額は、その他に計上しております。

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,484,923,670円
期待運用収益	49,771,162円
数理計算上の差異の当期発生額	281,274,092円
事業主からの拠出額	90,223,119円
退職給付の支払額	△ 175,440,618円
制度加入者からの拠出額	13,520,440円
その他※	402,864円
期末における年金資産	2,744,674,729円

※出向者に係る出向先負担額は、その他に計上しております。

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,527,530,617円
年金資産	△ 2,744,674,729円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 1,217,144,112円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,639,509,706円
小計	1,422,365,594円
未認識数理計算上の差異	1,285,200,713円
未認識過去勤務費用	143,579,796円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,851,146,103円
退職給付引当金	3,230,948,516円
前払年金費用	△ 379,802,413円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,851,146,103円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	261,491,993円
利息費用	49,681,082円
期待運用収益	△ 49,771,162円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 67,657,194円
過去勤務費用の費用処理額	△ 30,241,070円
損益計算書退職給付費用計上額　計（※）	163,503,649円

（※）　損益計算書の退職給付費用のうち確定給付制度に関するものの合計となっております。

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	43％
株式	36％
保険資産（一般勘定）	４％
その他	17％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.5％（一時金） 2.7％　（年金）
長期期待運用収益率	2.0％

３．確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、12,058,777円でありました。(※)

（※）　損益計算書の退職給付費用のうち確定拠出制度に関するものの合計となっております。

Ⅸ．資産除去債務関係

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当機構は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	—
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
見積りの変更による増減額	72,732,000円
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	72,732,000円

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月７日閣議決定）に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅺ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

弁理士登録公告

令和８年９月30日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
新規登録者なし		

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
令和８年７月７日	15474	菅沼　和弘	死亡抹消
令和８年８月16日	6474	深見　久郎	死亡抹消
令和８年８月27日	8303	前島　肇	死亡抹消
令和８年８月31日	12898	脇田　真希	申請抹消
令和８年８月31日	16265	勝本　龍二	申請抹消
令和８年９月10日	12426	鈴木　典行	申請抹消
令和８年９月10日	16198	窪田　啓	申請抹消
令和８年９月11日	10475	石川　英毅	申請抹消
令和８年９月18日	23170	大峡　岳志	申請抹消

令和８年10月19日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

令和８年９月30日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
９月30日	22542	上原　恵美

令和８年10月19日　日本弁理士会

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

札幌市北区あいの里三条一丁目四番一一号

代表清算人　仁戸田久佳

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

北海道虻田郡倶知安町北一条西二丁目

有限会社林小林商店

清算人　小林　正和

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

札幌市白石区東米里二一九七番五

マルヒ徹総建株式会社

代表清算人　岩城　珠美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

青森県つがる市木造曙二四番地

清算有限会社パスカル

清算人　神　修一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

岩手県二戸市浄法寺町手倉森六二番地

清算有限会社高森興業

清算人　高森　亨子

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

岩手県九戸郡軽米町大字上舘第一五地割一三〇番地一　株式会社Ｎ．Ｉ．Ｂ．

代表清算人　佐藤　勝也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関四三番地二　有限会社義家

清算人　諸岡千津子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

仙台市青葉区中江二丁目一五番一七号　有限会社佐々邦商店

清算人　髙泉　陽子

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

仙台市青葉区中山二丁目三七番一三号　有限会社君島海陸測量事務所

清算人　君島　勝意

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県飯能市柳町七番一〇号ＫＩＶ商会館飯能Ｄ号室　株式会社ＷＰＩ　ＣＯＲＰ．

代表清算人　張　羽中

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県上尾市富士見一丁目一一番二六号第３田中ハイツ一〇三　有限会社環境リンク

清算人　鶴見　典夫

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目一番三号　有限会社一心寿司

清算人　目崎　孝幸

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県入間市小谷田一丁目一番一六号　上阿甲株式会社

代表清算人　晋　江　江

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

千葉県浦安市明海四丁目二番六―六〇七号　望海の街

有限会社ミンテックコンサルタンツ

清算人　永井　実

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　一般社団法人パピルスII

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　合同会社カルタII

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都練馬区田柄二丁目三四番一七号　ｉ―Ｔｅｒｒａｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　吉田　朋樹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二　一般社団法人Ｋｉｄｓサポートデザイン

代表清算人　森垣　奈穂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都調布市調布ケ丘三丁目六番地三　シダックス・スポーツアンドカルチャー株式会社

代表清算人　澁谷　正臣

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都武蔵野市八幡町三―三―八　鴻謙株式会社

代表清算人　徐　娟

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都荒川区東日暮里一丁目二七番九号　ジェイ・ケイリサイクル株式会社

代表清算人　栗原　正雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一―一三〇九号

一般社団法人ＨＩＮＡＴＡ

代表清算人　福永　貴弘

解散公告

当社は、令和八年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都文京区白山一丁目六番四―二二八

Ｏｒａｌｉｆｉｔ株式会社

代表清算人　趙　月萍

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

ＫＯＢＡＹＡ株式会社

代表清算人　小林　裕和

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都世田谷区瀬田一丁目二八番五―三〇八号

株式会社ＺｏｓｅＭｏｓｅ

代表清算人　永井　雄太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞ヶ関国際会計事務所内

Ｓｏｎｉａ Ｐｒｏｐｅｒｔｙ合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

紅梅合同会社

清算人　武田　哲尚

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

紅梅一般社団法人

代表清算人　武田　哲尚

解散公告

当社は、令和八年十月一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区内神田二丁目一五番九号

株式会社カスタムライフ

代表清算人　松**原**　将治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ＢｕｚｚＴｏｇｅ

代表清算人　新海　勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都日野市豊田四丁目三七番一二号グランシェール豊田二〇八

有限会社ＥＸＰＬＯＲＥＲ

清算人　増田　和也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都足立区中川四丁目三七番一七―六〇一号

ＪＳＳＭＡＴ株式会社

代表清算人　曾　國強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都墨田区京島一丁目八番八号一三号室

バイオクロマトグラフィックス株式会社

代表清算人　ホー・イー・ムン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都東大和市立野三丁目一二九三番地の一〇グリーンタウン一号棟一一六号

三友飲料株式会社

代表清算人　佐怒賀　裕

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都新宿区西新宿七丁目五番五号Ｐｌａｚａ西新宿ＵＣＦ四階　Ｋ＆Ｍ株式会社

代表清算人　大塚　眞奈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目七番一号

住まいの信用保証株式会社

代表清算人　川西　英樹

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都新宿区四谷坂町二番四一号メゾン・ド・四谷二〇一号室

ＥＣＯＬＩＦＥ　ＪＡＰＡＮ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ株式会社

代表清算人　刘　楊

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都八王子市大塚六四五―一ユーカリハイツ八王子二〇五号室　旭日株式会社

代表清算人　東島　俊輔

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区南麻布四丁目一番一四号　特定非営利活動法人日本グローバル・コミュニケーション・センター

清算人　静永　純一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区南麻布四丁目一番一四号　ＹＳＤパートナーズ株式会社

代表清算人　静永　純一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区南麻布四丁目一番一四号　株式会社インテレクト

代表清算人　静永　純一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区南麻布四丁目一番一四―一三〇四号　株式会社静永事務所

代表清算人　静永　純一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都北区赤羽一丁目五一番二―二〇一号　株式会社リパロ

代表清算人　奥津　雅

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都中央区築地二丁目一五番一五号センチュラル東銀座一二〇二号　ＳＯＤＡ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ株式会社

代表清算人　源田　孝昭

解散公告

当社は、令和八年九月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都西多摩郡奥多摩町氷川四八六番地二　新堀建設工業株式会社

代表清算人　新堀　幸一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都江戸川区東葛西八丁目三〇番八号　有限会社拓水楼

清算人　彦田　光行

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目四七番二一号　プラザ阿佐谷一〇一　特定非営利活動法人地球元気塾

清算人　長谷川　純

解散公告

当社は、令和八年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都渋谷区渋谷二丁目一四番一三号岡崎ビル七一〇　Ｗｏｔａｌａｎｄ株式会社

代表清算人　伊藤　拓真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都豊島区東池袋五丁目四五番五号岡埜ビル二Ｆ　株式会社サクセス・ソリューション

代表清算人　佐藤　覚

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区南青山一丁目一五番八―六〇三号　ビードットコム株式会社

代表清算人　坂内　義明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内に清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　合同会社ＫＡＫＥＲＵＮＩ

清算人　大竹　泰士

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都千代田区一番町一〇番八号一番町ウェストビル五階　株式会社ＣＴＲＬ１０

代表清算人　田中昇太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都杉並区久我山四丁目二八番六号エムテラス久我山一〇四号室　ｉｏＡ　Ｌａｂｏｒａｔｏｒｉｅｓ合同会社

清算人　山本　響

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都目黒区下目黒一丁目一番一四号コノトラビル七Ｆ　Ｔｒｅｎｄｐｉｏｎ株式会社

代表清算人　フォン・ガイ・ティンパース

解散公告

当社は、令和八年七月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都八王子市横山町九番二二号ＯＫ－３ビル四階　ＷＩＮ合同会社

清算人　グエン・バン・リン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区西新橋一丁目七番二号　合同会社ＨｉＪｏＪｏ６号

清算人　ＨｉＪｏＪｏ一般社団法人

職務執行者　加藤　光生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区西新橋一丁目七番二号　合同会社ＨｉＪｏＪｏ６号

清算人　ＨｉＪｏＪｏ一般社団法人

職務執行者　加藤　光生

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都台東区千束四丁目一七－一一－二〇　三号Ｂ室　清涼株式会社

代表清算人　張　海営

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都港区北青山三丁目五番六号　青朋ビル　株式会社ウールリッチジャパン

代表清算人　坂本　充規

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都江東区北砂三丁目二八－一不動コーポ三〇五室　Ｍａｒｓ株式会社

代表清算人　繆　芬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

東京都足立区入谷一丁目二番六－五〇三号　ＨＭホールディングス株式会社

代表清算人　松本　彰男

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

神奈川県小田原市本町二丁目四番一九号　株式会社ワイビーカセイ

代表清算人　川口　静浦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

川崎市宮前区鷺沼二丁目一八番地四〇　ジャパン・トラベル開発株式会社

代表清算人　川村　隆一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

新潟県見附市上新田町二番三五号　株式会社ニュー小や松

代表清算人　小谷松　仁

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目二番二号新百合トウェンティワン　株式会社未来共創研究所

代表清算人　高野　裕司

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

富山市問屋町一丁目一番一六号　有限会社編集工房

清算人　岩峅　悦郎

解散公告

当社は、令和八年九月二十七日開催の株主総会の決議により、令和八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

富山市鹿島町二丁目二番二号　有限会社貫田鑑定補償事務所

清算人　貫田　貞夫

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福井県福井市二の宮四丁目一番一号　株式会社プロフィールド

清算人　宮﨑　昭

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長野県松本市野溝東一丁目一六番一五号　株式会社ＷＡＫＯ

代表清算人　上田　英紀

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

名古屋市中区錦一丁目一三－一九ネオハイツ錦四〇八号室　心繹株式会社

代表清算人　蒋　昊

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

愛知県長久手市武蔵塚一三〇三番地　有限会社櫟舎

清算人　柴山　栄一

解散公告

当社は、令和八年九月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

愛知県豊川市赤坂台四二〇

有限会社リッジシステムズ

清算人　市川　友章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

愛知県春日井市如意申町七丁目一二番一二

マーケトレンド有限会社

代表清算人　原　由紀子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

三重県三重郡菰野町大字千草五〇五一番地九

株式会社佐野テックサービス

代表清算人　佐野　明郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

三重県四日市市山城町一三一五番地

株式会社野呂寝装店

代表清算人　野呂　哲也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町四二七番地

株式会社創和

代表清算人　中島　隆昌

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市中央区淡路町三―五―一三創建御堂筋ビル二階

ＳＨＩＭＯＡ株式会社

代表清算人　林　世堯

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府守口市金下町二丁目三番七―四〇七号

三君産業株式会社

代表清算人　文　斌

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府守口市大久保町一丁目二〇番八号

有限会社松下電気商会

清算人　松下　哲也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府大阪市西成区天下茶屋二―二〇―一六―一〇四

元元株式会社

代表清算人　張元　紀伽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府大阪市東成区東小橋一―一七―三一

グランドハイツ東小橋二一五

十二縁起株式会社

代表清算人　唐　景艶

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市北区堂山町一八番三号オオツジ堂山ビル

ＭＡＡＳ合同会社

清算人　松本　佳之

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市住吉区長居二丁目九番四号

有限会社オーシャン

清算人　須藤　光三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市西成区萩之茶屋三丁目四番七号ＵＮＩＯＮ宣教会館

合同会社イチジクの木

清算人　牛ノ濱　牧

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市中央区瓦町二丁目六番一六号

ワイチ株式会社

代表清算人　寺前　貞彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府寝屋川市仁和寺町二五番八号

有限会社ひかり

清算人　中瀬　由記

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市東住吉区杭全六丁目一番五号

淡路ラジエーター工業有限会社

清算人　植野　昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市生野区中川二丁目二番一四号

山陽技研株式会社

代表清算人　佐々木　茂

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪市淀川区新高四丁目六番二一号

株式会社白矢バルブ工作所

代表清算人　白矢　和夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

神戸市長田区大日丘町二丁目一〇番一二号

株式会社ＯＲさくら

代表清算人　松浦　昭宣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

神戸市東灘区魚崎北町三丁目九番二〇号

有限会社太陽工房

清算人　西口　豪昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

兵庫県南あわじ市松帆古津路六四五番地

ＳＹＧ管理株式会社

代表清算人　新﨑　充宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

兵庫県南あわじ市湊一三三番地

西淡産業株式会社

代表清算人　新﨑　充宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

兵庫県南あわじ市松帆古津路六三九番地の一

株式会社福原石油店

代表清算人　新﨑　充宏

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

兵庫県西宮市甲子園町二一番三〇号

株式会社アデル

代表清算人　河崎　博之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

和歌山県新宮市新宮五一三〇番地の七

一般社団法人Ｋｕｍａｎｏ　Ｐｒｉｄｅ　Ｐｒｏｊｅｃｔ

代表清算人　岡本　俊樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

島根県邑智郡邑南町日和九〇四番地

合同会社邑南そば街道

清算人　岩谷　克司

解散公告

当社は、令和八年五月十五日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

岡山市北区佐山二三一六番地四

株式会社Ｚｅｍｅ

代表清算人　細田　俊

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

広島県呉市天応大浜二丁目一番六五号

株式会社呉コープ

代表清算人　新宮　弘久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

広島市佐伯区吉見園五番四一三〇一号

有限会社松川バーナ

清算人　松川　明美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

山口県山口市秋穂東一〇七六八番地一三

株式会社あいお

代表清算人　上村　浩司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

山口県下松市大字末武下六八〇番地一一

株式会社エコロやまぐち

代表清算人　本馬二三夫

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

徳島市国府町府中三一一番地七

ＦＣＭ株式会社

代表清算人　佐藤　栄康

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

香川県高松市円座町二一〇三番地一三

株式会社ワジマ

代表清算人　和島　恒

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

香川県仲多度郡まんのう町吉野六六六番地第一

有限会社小松組

代表清算人　小松　忠臣

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

香川県丸亀市手島町一五〇四番地

株式会社瀬戸内手島農園

代表清算人　大谷　純子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

愛媛県喜多郡内子町知清四七六番地

株式会社ＮＧＳマーケティング

代表清算人　重岡　秀行

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

高知県南国市三畠三〇八番地一

株式会社島村建築事務所

代表清算人　島　章夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福岡県糟屋郡須恵町大字植木一八四番地の二三

有限会社河津内装

清算人　河津　豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福岡県筑紫野市筑紫駅前通一丁目一一番地（一〇〇一号）

株式会社らくだトラベル

代表清算人　坂田　信行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

佐賀県三養基郡みやき町大字西島一四七四番地一

株式会社メディアＢＯＺＵ

代表清算人　大石　秀一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

宮崎県都城市中原町二一街区一号

株式会社にしかわ

代表清算人　西河　秀藏

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福島県福島市御山町七番一九号

医療法人大桶歯科医院

清算人　大桶　志延

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県朝霞市西弁財二丁目六番三四号ヴィラクレールⅡ一階

医療法人高志会

清算人　廣瀬　久忠

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年十月九日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

神奈川県高座郡寒川町田端一一八〇番地

寒川町田端西地区土地区画整理組合

代表清算人　大谷　光昭

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福井県敦賀市平和町七番三号

医療法人松田マタニティクリニック

清算人　松田　公代

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十三日開催の理事会及び令和八年六月二十一日開催の評議員会の議決により令和八年九月三十日長野県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長野県上田市上丸子三〇三番地

学校法人丸子学園

清算人　田中　久子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

広島県安芸郡海田町南大正町三番二五号

医療法人社団真琴会

清算人　兼重　鉄也

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

広島市中区上八丁堀五番五―一〇五

医療法人北原会

清算人　原田　能之

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長崎県佐世保市権常寺町一一〇一番地三三

医療法人鶴清会シミズ小児歯科クリニック

清算人　清水　保

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧六四六番地

医療法人眞心会

清算人　名城　眞治

清算人　名城喜與子

清算人　原　俊雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月十八日をもって診療所を廃止したことに伴い、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

横浜市戸塚区吉田町三〇〇〇番地七木村屋ビル一階

医療法人社団彩清会中島歯科医院

清算人　中島　彩登

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年八月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福井県大野市篠座第四五号一一番地

農事組合法人豆の木

清算人　長田　泰子

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

宮崎県延岡市本町二丁目三番地五

医療法人社団戸島クリニック

清算人　戸島　信夫

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

兵庫県西宮市与古道町一番三七号

医療法人ほまれ（譽）会（財団）

清算人　櫻井　眞美

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

静岡県浜松市中央区入野町六三〇一番地の一

医療法人社団ふじもと矯正歯科医院

清算人　藤本　雅清

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年六月二十八日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府三島郡島本町山崎三丁目八番一号

大阪染工労働組合清算委員会

清算人　藤井　章統

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

山口県山陽小野田市大字郡字土井ノ内三二一一番地一

医療法人かわむら内科

清算人　松本　智子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長崎市小峰町三番六号

医療法人倉田醫院内科婦人科

清算人　倉田　明彦

第六十二期決算公告

令和八年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産　一、三六五、七九七

固定資産　四、九四一、二〇七

合計　六、三〇七、〇〇四

負債及び純資産の部

流動負債　六六三、四七八

固定負債　二、三三一、七三五

株主資本　三、三一一、七九一

資本金　六〇、〇〇〇

資本剰余金　四、〇八六、一五五

利益剰余金　△八三四、三六四

その他利益剰余金　△八三四、三六四

（当期純損失）　（三〇三、九〇六）

合計　六、三〇七、〇〇四

令和八年十月十九日

愛知県半田市東本町二丁目二四番地

中埜酒造株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南十二条西十一丁目一二五七番地、最後の住所北海道北広島市松葉町二丁目一番地六

被相続人　亡　山本　紘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

札幌市中央区大通西十三丁目四番地一〇二レジディア大通公園三階　亀山・近藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　近藤　健大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市山口五丁目八三番地、最後の住所青森県八戸市南白山台一丁目八番一八号

被相続人　亡　攝待　寛次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

青森県八戸市根城四丁目一番四号　立花法律事務所

相続財産清算人　弁護士　立花　康雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市田向五丁目二五番地二五、最後の住所青森県八戸市田向五丁目二五番三二号

被相続人　亡　江崎　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

事務所青森県八戸市根城九丁目一三番二号　オフィス西野二階　八戸うみねこ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横田　哲平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡軽米町大字軽米第七地割三五番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　澤口　タカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

岩手県久慈市川崎町一二番一八号ＹＫビル一階

相続財産清算人　弁護士　齊藤　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市雄物川町造山字社ノ前五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

秋田県横手市中央町六番二六号ＧＯビル二階　相続財産清算人　弁護士　外山奈央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市橋本町一九五五番地、最後の住所茨城県かすみがうら市宍倉五二〇〇番地三八いっしん館　被相続人　亡　渡邊　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一六番地三

相続財産清算人　司法書士　江橋　慧

第52期決算公告　令和8年10月19日

宮城県気仙沼市本郷22番地の5

アーバン株式会社

代表取締役　谷村　明信

貸借対照表の要旨（令和8年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,541,263
	固定資産	4,209,141
	資産合計	5,750,404
負債及び純資産の部	流動負債	138,040
	固定負債	5,263,396
	株主資本	348,968
	資本金	20,000
	資本剰余金	51,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	277,968
	その他利益剰余金	277,968
	（うち当期純利益）	（15,103）
	負債・純資産合計	5,750,404

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生一九一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐間田モト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

栃木県真岡市荒町二〇九四番地　市村司法書士合同事務所　相続財産清算人　司法書士　市村　智亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市岡部一八二〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本　秀利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一三八番地宮町市役所前ビル四階栗木法律事務所　相続財産清算人　弁護士　栗木　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市鎌塚五丁目四番、最後の住所埼玉県行田市行田二四番八号　被相続人　亡　長島　祥次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一三八番地宮町市役所前ビル四階栗木法律事務所　相続財産清算人　弁護士　栗木　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋浜町二丁目三七番、最後の住所東京都足立区谷中四丁目九番一五―四〇三号　被相続人　亡　齋藤日出子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

事務所東京都港区南青山五丁目一一番一四号H&M南青山E二〇六号室　古屋総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　古屋有実子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市多伎町口田儀六六五番地、最後の住所神奈川県逗子市沼間五丁目二〇番三号　被相続人　亡　田尻　幸恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

神奈川県逗子市逗子一丁目五番四号１２８ビル五階ｂ　相続財産清算人　弁護士　手島　万里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市多摩区長沢三丁目一一番、最後の住所神奈川県川崎市多摩区宿河原二丁目二一番七号セントケアホーム川崎多摩　被相続人　亡　富田　眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一〇番地五クリエ川崎一一階　川崎つばさ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　葛山　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市大島一丁目五〇番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大江　昭文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

富山県富山市西田地方町二丁目一二番一号　澤田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　太田　悠史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町二四四二番地、最後の住所岐阜県土岐市駄知町二四四二番地　被相続人　亡　籠橋　ゆり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

岐阜県多治見市栄町三丁目三九番地國光・小川法律事務所　相続財産清算人　弁護士　國光　健宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町二四四二番地、最後の住所岐阜県土岐市駄知町二四四二番地　被相続人　亡　籠橋　有二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

岐阜県多治見市栄町三丁目三九番地國光・小川法律事務所　相続財産清算人　弁護士　國光　健宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市池田町八丁目一三五番地三、最後の住所岐阜県多治見市池田町八丁目一三五番地の三　被相続人　亡　中村　幸生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

岐阜県多治見市栄町三丁目三九番地國光・小川法律事務所　相続財産清算人　弁護士　國光　健宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目一一〇九番地、最後の住所岐阜県関市倉知一四八番地一　すずらん三一二　被相続人　亡　池野　輝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

事務所岐阜市泉町四一番地ＡＩＧ岐阜ビル一階　ティアレ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　池田　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市形原町中屋敷二九番地二、最後の住所愛知県蒲郡市形原町西中畑四番地一四アーバンヒル形原三〇三　被相続人　亡　小林　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の五タワーレジデンスアネックスⅡ二階　松下・小林法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小林　哲也

第27期決算公告

令和８年６月29日

栃木県宇都宮市平出工業団地８番地３

関東パック株式会社

代表取締役社長　渡沼　匡之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,077,506
	固定資産	242,421
	合計	1,319,927
負債及び純資産の部	流動負債	1,287,228
	固定負債	35,117
	株主資本	△2,418
	資本金	50,000
	利益剰余金	△52,418
	利益準備金	2,746
	その他利益剰余金	△55,164
	（うち当期純利益）	(11,376)
	合計	1,319,927

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区鶴田一丁目九番、最後の住所名古屋市南区鶴田一丁目九番一号
被相続人　亡　石本八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四階四〇八号　大林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大林　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市安城町馬池一一二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大久保かつよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六三河安城法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森　未央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市沢田一丁目二七番、最後の住所大阪府堺市美原区阿弥八二番地
被相続人　亡　畑　孝宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル九階
相続財産清算人　弁護士　奥田　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市杭瀬北新町一丁目四八番地一、最後の住所大阪府大阪市住吉区我孫子西二丁目四番七―二一〇号
被相続人　亡　昇　たか子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
大阪府大阪市中央区今橋一丁目七番一九号北浜ビルディング八階
相続財産清算人　弁護士　坂根　智和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市南越木岩町一〇一番地、最後の住所大阪府大阪市福島区鷺洲三丁目一番二―一四〇四号　被相続人　亡　油野香賀里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル五階
相続財産清算人　弁護士　北川　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区東山町二丁目五番地一、最後の住所神戸市兵庫区東山町二丁目七番一三号　被相続人　亡　石井　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上谷　佳宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市船穂町柳井原一三四六番地、最後の住所岡山県倉敷市真備町川辺一一八五番地ソラーナⅡ三〇九
被相続人　亡　佐々木義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
岡山県総社市門田三二〇番地一
相続財産清算人　司法書士　宮内　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市鞆町鞆四八四番地、最後の住所広島県福山市鞆町後地一〇八三番地
被相続人　亡　生長富士夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
広島県福山市光南町一丁目九番五号
相続財産清算人　司法書士　廣川　和紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市須波ハイツ三丁目七六五番地二一七、最後の住所広島県福山市曙町三丁目二八番二〇―四〇一号
被相続人　亡　松浦　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
広島市中区八丁堀二番三一号広島鴻池ビル九〇五号熊野暈規法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　麗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市安岡駅前一丁目一三七三番地、最後の住所福岡県北九州市門司区大字畑一五三七番地　被相続人　亡　富永　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
山口県下関市岬之町九番五号
相続財産清算人　弁護士　清水　弘彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分一四四番地三、最後の住所徳島県美馬市脇町字西赤谷一三二番地九　被相続人　亡　木藤　範彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
事務所徳島県徳島市徳島町二丁目二八番地一　吉田司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　吉田　義則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市寺井町三七九番地一、最後の住所香川県高松市寺井町三七九番地一めぞん寺井二〇三　被相続人　亡　持田　久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日
香川県高松市丸の内七―一七あんしん館二階　平井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大西　弘輝

第36期決算公告

令和8年9月30日　さいたま市浦和区高砂二丁目8番16号
浦和レッドダイヤモンズ株式会社
代表取締役　清水　稔

貸借対照表の要旨（令和8年6月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,338	流動負債	1,802
固定資産	2,366	引当金	35
		固定負債	180
		退職給付引当金	175
		負債合計	**1,982**
		株主資本	1,722
		資本金	273
		資本剰余金	113
		資本準備金	113
		利益剰余金	1,336
		その他利益剰余金	1,336
		（うち当期純損失）	(99)
		純資産合計	**1,722**
資産合計	**3,704**	**負債・純資産合計**	**3,704**

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　愛媛県今治市波止浜字高部下七七番一・愛媛県今治市波止浜字高部下七八番一
二　供託所　松山地方法務局今治支局
三　供託番号　令和八年度金第一二七号
四　供託金額　金四、八八三、九九三円
五　裁判所　松山地方裁判所今治支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第一号

令和八年十月十九日

愛媛県今治市南大門町一―六―二六
弁護士矢野真之法律事務所
所有者不明土地管理人　矢野　真之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　池田　貴紀
住所　大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁三番二九号
生年月日　昭和四十三年三月十二日
二　供託所　大阪法務局
三　供託番号　令和八年度金第九八一五号
四　供託金額　一二、〇八八、五八二円
五　裁判所　大阪家庭裁判所堺支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第四三一四号

令和八年十月十九日

大阪市中央区今橋一丁目七番一四号堺筋北浜宗田ビル三階　新陽法律特許事務所
不在者財産管理人　弁護士　大住　洋

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　児玉　民江
最後の住所　千葉県木更津市下郡二二七〇番地一　上総あいらいの郷
生年月日　昭和四十二年一月二日
死亡年月日　令和七年九月三日
二　供託所　千葉地方法務局木更津支局
三　供託番号　令和八年度金第四三五号
四　供託金額　四、八七三、一三八円
五　裁判所　千葉家庭裁判所木更津支部
六　事件名　相続財産の保存に関する処分申立事件
七　事件番号　令和八年（家）第二〇〇二〇号

令和八年十月十九日

千葉県木更津市新田二丁目四番二号　小川雅義法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　雅義

無縁墳墓等改葬公告

物流センター造成及び墓地の整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月十九日

一、墳墓等所在地　岡山県倉敷市徳芳字戸遠木六六七番
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　岡山県岡山市南区妹尾三二七三―三　株式会社アールエコ　代表取締役　八田　達憲　電話番号〇八六―二八一―四四五五

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知下さい。

令和八年十月十九日

一　墳墓等所在地　広島市安佐南区中須二丁目六七一番三、六七一番一の一部
一　墳墓等の名称　なし
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一　改葬を行おうとする者　広島市安佐南区中須二丁目二二番一〇号　重間　佳幸

第15期決算公告

令和８年９月24日

東京都八王子市千人町１―２―18
株式会社ルームギャランティ
代表取締役　清水　剛

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,430
	合計	9,430
負純資産の部及び	流動負債	285
	株主資本	9,144
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,144
	その他利益剰余金	8,144
	（うち当期純損失）	(540)
	合計	9,430

第18期決算公告　令和８年９月28日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アイムファクトリー株式会社
代表取締役社長　久利可奈恵

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	675,761
	固定資産	266,709
	資産合計	942,471
負純資産の部及び	流動負債	694,111
	固定負債	118,591
	株主資本	129,768
	資本金	30,000
	利益剰余金	99,768
	その他利益剰余金	99,768
	（うち当期純損失）	(620)
	負債・純資産合計	942,471

第７期決算公告

令和８年９月24日

東京都目黒区上目黒三丁目３番１号
株式会社アンビション・レント
代表取締役　尾関　文宣

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	334
	固定資産	600
	合計	934
負純資産の部及び	流動負債	72
	株主資本	862
	資本金	1,000
	利益剰余金	△138
	その他利益剰余金	△138
	（うち当期純損失）	(139)
	合計	934

第60期決算公告

令和８年10月19日

長野県駒ケ根市中沢4894番地１
福美建設株式会社
代表取締役　原　信幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,245,772
	固定資産	291,924
	合計	1,537,696
負純資産の部及び	流動負債	258,968
	固定負債	30,354
	株主資本	1,243,134
	資本金	48,000
	利益剰余金	1,195,134
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	1,183,134
	（うち当期純利益）	(95,141)
	評価・換算差額等	5,241
	合計	1,537,696

第26期決算公告　令和８年10月19日

長野県佐久市野沢１番地
株式会社アグリ長野

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	107,997
	固定資産	11,621
	合計	119,618
負純資産の部及び	流動負債	21,815
	固定負債	235
	株主資本	97,567
	資本金	9,000
	利益剰余金	88,567
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	86,317
	（うち当期純利益）	(27,998)
	合計	119,618

第77期決算公告　令和８年10月19日

長野県佐久市野沢１番地
相馬商事株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,716,528
	固定資産	2,902,057
	合計	5,618,586
負純資産の部及び	流動負債	1,960,026
	賞与引当金	18,776
	固定負債	838,080
	退職給付引当金	68,669
	役員退職慰労引当金	35,000
	株主資本	2,820,478
	資本金	44,100
	利益剰余金	2,776,378
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,756,378
	（うち当期純利益）	(112,245)
	合計	5,618,586

第36期決算公告

2026年10月19日
名古屋市東区泉一丁目23番22号
株式会社名古屋グランパスエイト
代表取締役社長　清水　克洋

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,027
	固定資産	1,003
	有形固定資産	14
	無形固定資産	17
	投資その他の資産	971
	資産合計	2,030
負純資債及産のび部	流動負債	1,444
	固定負債	145
	株主資本	440
	資本金	105
	利益剰余金	335
	その他利益剰余金	335
	（うち当期純利益）	(319)
	負債・純資産合計	2,030

第54期決算公告

令和８年10月19日
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町一丁目30番地
株式会社ロマンティア
代表取締役　土田　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,462
	固定資産	11,632
	合計	15,094
負純資債及産のび部	流動負債	1,420
	固定負債	159
	株主資本	13,515
	資本金	30
	利益剰余金	13,485
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	13,478
	（うち当期純利益）	(816)
	合計	15,094

第６期決算公告

令和８年10月19日
長野県駒ケ根市中沢4894番地１
福美ホールディングス株式会社
代表取締役　原　信幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	125,282
	固定資産	1,267,936
	合計	1,393,218
負純資債及産のび部	流動負債	8,027
	固定負債	3,510
	株主資本	1,381,681
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,250,741
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	1,248,241
	利益剰余金	120,940
	繰越利益剰余金	120,940
	（うち当期純利益）	(210,894)
	合計	1,393,218

第66期決算公告

令和８年10月19日　奈良県奈良市元林院町22番
ｃａｒｓ株式会社
代表取締役　藤堂　高明

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	664	流動負債	543
固定資産	947	固定負債	1,954
		株主資本	△1,385
		資本金	49
		資本剰余金	3,202
		資本準備金	1,529
		その他資本剰余金	1,673
		利益剰余金	△4,637
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	△4,645
		（うち当期純損失）	(743)
		新株予約権	500
資産合計	1,612	負債・純資産合計	1,612

第５期決算公告

令和８年10月19日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社アンビション・ベンチャーズ
代表取締役　清水　剛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	213,148	流動負債	305
		固定負債	47
		株主資本	212,707
		資本金	10,000
		資本剰余金	182,153
		その他資本剰余金	182,153
		利益剰余金	20,554
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	18,054
		（うち当期純損失）	(71,616)
		評価・換算差額等	87
		その他有価証券評価差額金	87
資産合計	213,148	負債・純資産合計	213,148

第11期決算公告

令和８年10月19日
東京都杉並区高円寺北二丁目６番２号
高円寺センタービル３階
EBSCO Information Services Japan株式会社
代表取締役　グレン・アレン・パウエル

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,053,192	流動負債	230,836
固定資産	34,726	（有給休暇引当金）	(21,917)
		（賞与引当金）	(591)
		株主資本	1,857,082
		資本金	100
		利益剰余金	1,856,982
		その他利益剰余金	1,856,982
		（うち当期純利益）	(213,802)
資産合計	2,087,918	負債・純資産合計	2,087,918

第21期決算公告

令和８年10月19日　北海道虻田郡ニセコ町字東山１番地
ニセコビレッジ株式会社
代表取締役　ヨー・シオック・カー

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,266,303	流動負債	4,520,303
固定資産	16,433,482	什器備品引当金	741,495
繰延資産	64,170	貸倒引当金	87
		固定負債	15,440,952
		退職給与引当金	1,299
		株主資本	1,802,699
		資本金	10
		資本剰余金	89,492
		資本準備金	2
		その他資本剰余金	89,490
		利益剰余金	1,713,196
		その他利益剰余金	1,713,196
		（うち当期純利益）	(1,177,944)
資産合計	21,763,955	負債・純資産合計	21,763,955

第７期決算公告

2026年10月19日　福岡市中央区荒戸一丁目１番６号
自然・インターナショナル株式会社
代表取締役　川戸　健司

貸借対照表の要旨　（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	639,943	流動負債	1,724,368
固定資産	3,893,800	固定負債	4,411,986
		株主資本	△1,684,962
		資本金	85,000
		資本剰余金	850,628
		資本準備金	675,000
		その他資本剰余金	175,628
		利益剰余金	△2,620,590
		その他利益剰余金	△2,620,590
		（うち当期純損失）	(1,120,639)
		評価・換算差額等	82,351
		その他有価証券評価差額金	82,351
資産合計	4,533,743	負債・純資産合計	4,533,743

決算公告

令和８年10月19日　奈良県五條市住川町1297番地
トリスミ集成材株式会社
代表取締役　貝本　貴哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,091,606	流動負債	2,014,396
固定資産	728,443	賞与引当金	5,612
		固定負債	439,217
		退職給付引当金	80,721
		役員退職慰労引当金	1,119
		株主資本	366,436
		資本金	30,000
		利益剰余金	336,436
		利益準備金	5,030
		その他利益剰余金	331,406
		（うち当期純利益）	(134,407)
合計	2,820,050	合計	2,820,050

第７期決算公告

令和８年９月17日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号
青梅開発特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	38,727
固定資産	3,805,648	固定負債	2,062,858
特定資産合計	3,805,648	負債合計	2,101,585
その他の資産		社員資本	2,191,474
流動資産	485,689	特定資本金	100
繰延資産	1,722	優先資本金	1,900,000
		剰余金	291,374
		当期未処分利益	291,374
その他の資産合計	487,411	純資産合計	2,191,474
資産合計	4,293,060	負債・純資産合計	4,293,060

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	352,759
営業費用	66,446
営業利益	286,313
営業外収益	6,510
営業外費用	499
経常利益	292,323
税引前当期純利益	292,323
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	291,373
前期繰越利益	0
当期未処分利益	291,374

第47期決算公告

令和８年10月19日
京都府久世郡久御山町佐古外屋敷125番地
ニューリー株式会社
代表取締役　覺道　清文

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	617,397
	固定資産	275,810
	資産合計	893,207
負純資産及び債のの部	流動負債	156,300
	固定負債	420,935
	株主資本	315,971
	資本金	56,000
	資本剰余金	31,979
	資本準備金	31,979
	利益剰余金	227,992
	利益準備金	6,135
	その他利益剰余金	221,856
	（うち当期純利益）	(879)
	負債・純資産合計	893,207

第69期決算公告

令和８年９月30日

神奈川県厚木市田村町９番32号
ビアメカニクス株式会社
代表取締役社長　吉川　裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,799	流動負債	13,413
固定資産	7,387	（製品保証引当金）	(121)
有形固定資産	3,716	固定負債	9,899
無形固定資産	23	（退職給付引当金）	(920)
投資その他の資産	3,648	株主資本	8,874
		資本金	361
		資本剰余金	3,632
		資本準備金	136
		その他資本剰余金	3,496
		利益剰余金	14,675
		その他利益剰余金	14,675
		自己株式	△9,795
資産合計	32,186	負債・純資産合計	32,186

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,526
売上原価	20,367
売上総利益	1,159
販売費及び一般管理費	4,926
営業損失	3,767
営業外収益	5
営業外費用	453
経常損失	4,216
特別損失	693
税引前当期純損失	4,909
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	△1,384
当期純損失	3,528

第55期決算公告

令和８年10月16日
岡山県岡山市北区中山下一丁目９番40号
東都システムズ株式会社
代表取締役　柳井　浩幸

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	794,915
	固定資産	62,989
	合計	857,904
負純資産及び債のの部	流動負債	189,991
	固定負債	0
	株主資本	667,913
	資本金	16,000
	利益剰余金	654,118
	利益準備金	5,728
	その他利益剰余金	648,390
	（うち当期純利益）	(64,963)
	自己株式	△2,205
	合計	857,904

第39期決算公告

令和８年10月19日

岐阜県瑞穂市重里1996番地
社会医療法人清光会
理事長　名和　隆英

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,427,046	流動負債	697,197
固定資産	3,060,480	（賞与引当金）	(55,719)
有形固定資産	2,766,145	固定負債	1,517,638
無形固定資産	43,948	（退職給付引当金）	(219,058)
その他の資産	250,387	負債合計	2,214,835
		資本剰余金	5,000
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	3,267,691
		その他利益剰余金	3,267,691
		純資産合計	3,272,691
資産合計	5,487,526	負債・純資産合計	5,487,526

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	6,957,527
事業費用	6,617,726
事業利益	339,801
事業外収益	63,492
事業外費用	243,749
経常利益	159,544
特別利益	208,225
税引前当期純利益	367,769
法人税、住民税及び事業税	172
当期純利益	367,597

第13期決算公告

2026年９月29日
福岡県久留米市天神町１－１米城ビル９階
株式会社あつまる
代表取締役　石井　陽介

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	482,929
	固定資産	55,588
	資産合計	538,518
負純資産及び債のの部	流動負債	219,943
	固定負債	105,066
	株主資本	213,508
	資本金	19,878
	資本剰余金	5,378
	資本準備金	5,378
	利益剰余金	188,251
	その他利益剰余金	188,251
	（うち当期純利益）	(85,418)
	負債・純資産合計	538,518

第62期決算公告

令和８年10月19日
山形市城西町五丁目27番10号
株式会社山形商工経営研究所
代表取締役　兼子　文江

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,258
	固定資産	938
	有形固定資産	583
	無形固定資産	80
	投資その他の資産	275
	資産合計	5,197
負純資産及び債のの部	流動負債	2,096
	株主資本	3,101
	資本金	16,000
	利益剰余金	△12,898
	（うち当期純利益）	(174)
	負債・純資産合計	5,197

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十二日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
山形市城西町五丁目二七番一〇号
株式会社山形商工経営研究所
代表取締役　兼子　文江

第10期決算公告

令和８年10月19日
長崎市横尾二丁目４番26号
株式会社ＭＹＫ企画
代表取締役　宮崎　康

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,397
	固定資産	154,354
	合計	170,751
負純資産及び債のの部	流動負債	1,688
	固定負債	104,724
	株主資本	64,338
	資本金	2,000
	利益剰余金	62,338
	その他利益剰余金	62,338
	（うち当期純利益）	(7,930)
	合計	170,751

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

栃木県下都賀郡壬生町本丸一丁目七番二〇号
株式会社島田計二商店
代表取締役　島田　計司

決　算　公　告

令和８年10月19日
栃木県下都賀郡壬生町本丸一丁目７番20号
株式会社島田計二商店
代表取締役　島田　計司

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	42,940,890
	固定資産	59,204,190
	合計	102,145,080
負純資産の及び部	流動負債	57,689,786
	固定負債	86,152,600
	株主資本	△41,697,306
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△91,697,306
	利益準備金	6,077,556
	その他利益剰余金	△97,774,862
	（うち当期純損失）	(7,456,516)
	合計	102,145,080

第４期決算公告

令和８年10月19日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
一般社団法人ＡＹＲ３
代表理事　高橋　法彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	976,526
	固定資産	400,000
	資産合計	1,376,526
負純資産の及び部	流動負債	74,950
	負債合計	74,950
	社員資本	1,301,576
	基金	2,390,000
	利益剰余金	△1,088,424
	その他利益剰余金	△1,088,424
	（うち当期純損失）	(279,051)
	純資産合計	1,301,576
	負債・純資産合計	1,376,526

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業（ただし、吸収分割契約書に定める一部の資産及び債務を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月十九日

埼玉県越谷市千間台東一丁目七番二〇号
（甲）栄光武道具株式会社
代表取締役　曽我　光
埼玉県越谷市大字平方五四八番地一
（乙）栄光武道具株式会社
代表取締役　間所　義明

第35期決算公告

令和８年10月19日
埼玉県越谷市大字平方548番地１
栄光武道具株式会社
代表取締役　間所　義明

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	53,797,165
	固定資産	13,064,330
	資産合計	66,861,495
負純資産の及び部	流動負債	30,915,990
	固定負債	183,568,000
	負債合計	214,483,990
	株主資本	△147,622,495
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△150,622,495
	その他利益剰余金	△150,622,495
	（うち当期純損失）	(5,497,057)
	純資産合計	△147,622,495
	負債・純資産合計	66,861,495

第１期決算公告

令和８年９月18日
東京都江東区東砂二丁目14番５号
パラマウントウェルネス株式会社
代表取締役　古賀　成憲

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,264
	固定資産	100
	資産合計	192,364
負純資産の及び部	流動負債	13,524
	株主資本	178,840
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△21,160
	その他利益剰余金	△21,160
	（うち当期純損失）	(21,160)
	負債・純資産合計	192,364

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都練馬区石神井町三丁目一九番地の一六、二階Ｃ号室
株式会社けんしんケアサービス
代表取締役　後藤　広子

第21期決算公告

令和８年10月19日
東京都練馬区石神井町三丁目19番地の16、２階Ｃ号室
株式会社けんしんケアサービス
代表取締役　後藤　広子

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,575
	固定資産	3,262
	資産合計	11,837
負純資産の及び部	流動負債	3,795
	固定負債	22,582
	株主資本	△14,540
	資本金	24,000
	利益剰余金	△38,290
	その他利益剰余金	△38,290
	（うち当期純損失）	(1,236)
	自己株式	△250
	負債・純資産合計	11,837

第66期決算公告

令和８年10月19日
東京都台東区上野７丁目６番９号
株式会社ヨシダ
代表取締役　山中　一剛

貸借対照表の要旨（令和８年７月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	16,822
	固定資産	7,494
	資産合計	24,316
負純資産の及び部	流動負債	5,655
	固定負債	934
	株主資本	17,726
	資本金	320
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	17,403
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	17,323
	（うち当期純利益）	(573)
	負債・純資産合計	24,316

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三十一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
日比谷パークフロント一九階
Ｐｒａｘｉｓ＆Ｃｏ．株式会社
代表取締役　五十嵐愼二

第１期決算公告

令和８年６月23日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
株式会社ＭＩＮＤＳ
代表取締役　堀口　泰幹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,759
	固定資産	11,000
	繰延資産	1,362
	資産合計	49,121
負純資産の及び部	流動負債	227
	株主資本	48,894
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△1,106
	その他利益剰余金	△1,106
	（うち当期純損失）	(1,106)
	負債・純資産合計	49,121

第１期決算公告

令和８年10月19日
東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
日比谷パークフロント19階
Ｐｒａｘｉｓ＆Ｃｏ．株式会社
代表取締役　五十嵐愼二

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,675
	固定資産	490
	資産合計	20,165
負純資産の及び部	流動負債	8,719
	株主資本	11,446
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,446
	その他利益剰余金	1,446
	（うち当期純利益）	(1,446)
	負債・純資産合計	20,165

第64期決算公告

令和８年10月19日
横浜市中区若葉町二丁目29番地
シンフジコヲト４Ｆ
株式会社新藤
代表取締役　山本　倍章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	124,114
	固定資産	17,553
	合計	141,667
負純資産の債及び部	流動負債	30,230
	固定負債	87,077
	株主資本	24,360
	資本金	60,000
	利益剰余金	△35,639
	その他利益剰余金	△35,639
	（うち当期純損失）	（11,849）
	合計	141,667

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
横浜市中区若葉町二丁目二九番地シン
フジコヲト四Ｆ　株式会社新藤
代表取締役　山本　倍章

第2期決算公告

令和８年９月16日
東京都港区虎ノ門１―23―１
虎ノ門ヒルズ森タワー20階
ＬＨペングライピーク株式会社
代表取締役　岩尾　洋平

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	736,717
	固定資産	116,951
	資産合計	853,669
負純資産の債及び部	流動負債	505,054
	固定負債	265,487
	株主資本	83,127
	資本金	60,000
	利益剰余金	23,127
	その他利益剰余金	23,127
	（うち当期純利益）	（45,073）
	負債・純資産合計	853,669

第23期決算公告

令和８年10月19日
大阪府堺市中区学園町１番２号
株式会社大阪ＣＦＵホールディングス
代表取締役　川真田忠博

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	820,931
	固定資産	5,996,667
	資産合計	6,817,598
負純資産の債及び部	流動負債	49,059
	負債合計	49,059
	株主資本	6,768,539
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	3,768,539
	その他利益剰余金	3,768,539
	（うち当期純利益）	（783,931）
	純資産合計	6,768,539
	負債・純資産合計	6,817,598

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十五万円減少し五万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年九月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
大阪府堺市中区学園町一番二号
株式会社大阪ＣＦＵホールディングス
代表取締役　川真田忠博

第4期決算公告

令和８年10月19日
東京都港区南青山二丁目２番15号
ハービット株式会社
代表取締役　仲田　紘司

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,163
	固定資産	29,255
	繰延資産	368
	資産合計	67,786
負純資産の債及び部	流動負債	18,177
	固定負債	18,042
	株主資本	31,567
	資本金	23,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△11,433
	その他利益剰余金	△11,433
	（うち当期純損失）	（5,461）
	負債・純資産合計	67,786

第27期決算公告

令和８年10月19日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
GLP Japan DH３特定目的会社
取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産		1,891,850	流動負債	4,265
投資その他の資産		1,891,850	固定負債	500,000
特定資産合計		1,891,850	負債合計	504,265
その他の資産		2,154,186	社員資本	3,541,770
流動資産		1,647,696	特定資本金	51,099
固定資産		500,000	優先資本金	2,381,400
繰延資産		6,489	剰余金	1,109,270
			当期未処分利益	1,109,270
その他の資産合計		2,154,186	純資産合計	3,541,770
合計		4,046,036	合計	4,046,036

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和８年７月１日　至　令和８年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,111,096
営業費用	2,419
営業利益	1,108,677
営業外収益	751
営業外費用	—
経常利益	1,109,428
税引前当期純利益	1,109,428
法人税、住民税及び事業税	157
当期純利益	1,109,270
前期繰越利益	0
当期未処分利益	1,109,270

決算公告

令和８年10月19日
東京都港区六本木七丁目７番７号
株式会社ラグジュリーク
代表取締役　眞野　直美

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	266,841
	固定資産	491,283
	合計	758,125
負純資産の債及び部	流動負債	283,071
	固定負債	40,329
	株主資本	434,725
	資本金	100,000
	資本剰余金	449,993
	資本準備金	449,993
	利益剰余金	△115,268
	その他利益剰余金	△115,268
	（うち当期純損失）	（247,514）
	合計	758,125

第31期決算公告

令和８年10月19日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
JDP３Co―Invest特定目的会社
取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産		717,350	流動負債	566
投資その他の資産		717,350	固定負債	500,000
特定資産合計		717,350	負債合計	500,566
その他の資産		1,166,641	社員資本	1,383,425
流動資産		660,970	特定資本金	50,000
固定資産		500,000	優先資本金	914,050
繰延資産		5,671	剰余金	419,375
			当期未処分利益	419,375
その他の資産合計		1,166,641	純資産合計	1,383,425
合計		1,883,991	合計	1,883,991

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和８年７月１日　至　令和８年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	421,315
営業費用	2,221
営業利益	419,093
営業外収益	336
営業外費用	—
経常利益	419,430
税引前当期純利益	419,430
法人税、住民税及び事業税	54
当期純利益	419,375
前期繰越利益	0
当期未処分利益	419,375

第85期決算公告

令和８年９月18日
東京都中央区日本橋本町四丁目８番16号
精工産業株式会社
代表取締役社長　藤間　健次

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,125,739
	固定資産	752,580
	資産合計	4,878,319
負純資産の債及び部	流動負債	3,027,260
	固定負債	143,795
	株主資本	1,707,263
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,637,263
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	1,619,763
	（うち当期純利益）	（61,854）
	負債・純資産合計	4,878,319

第15期決算公告

令和８年10月19日
東京都台東区上野六丁目16番20号
株式会社アイ・コーポレーション
代表取締役　倉繁　朱

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,490,057
	固定資産	954,602
	資産合計	6,444,660
負債及び純資産の部	流動負債	1,176,409
	株主資本	5,268,250
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	5,257,250
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,254,750
	（うち当期純利益）	(382,114)
	負債・純資産合計	6,444,660

第22期決算公告

令和８年９月29日　東京都品川区西品川三丁目９番14号
株式会社IP DREAM
代表取締役　下山　二郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	270,139	流動負債	412,746
固定資産	286,196	固定負債	873,937
有形固定資産	1,920	負債合計	1,286,683
無形固定資産	85,100	株主資本	△730,347
投資その他の資産	199,175	資本金	816,550
		資本剰余金	784,463
		資本準備金	784,463
		利益剰余金	△2,331,361
		その他利益剰余金	△2,331,361
		純資産合計	△730,347
資産合計	556,335	負債・純資産合計	556,335

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	626,836
売上原価	747,906
売上総損失	121,070
販売費及び一般管理費	706,311
営業損失	827,381
営業外収益	6,721
営業外費用	29,824
経常損失	850,484
特別利益	36,332
特別損失	364,967
税引前当期純損失	1,179,119
法人税、住民税及び事業税	2,890
当期純損失	1,182,010

第５期決算公告

令和８年10月19日
東京都台東区東上野六丁目16番20号
株式会社Ｂａｍｂｏｏ．ＡＩ
代表取締役　倉繁　朱

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,875
	固定資産	3,147,272
	資産合計	3,219,147
負債及び純資産の部	流動負債	697
	固定負債	2,130,000
	株主資本	1,088,449
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,087,449
	その他利益剰余金	1,087,449
	（うち当期純利益）	(335,167)
	負債・純資産合計	3,219,147

第27期決算公告

2026年10月19日
神奈川県平塚市中堂18－８Ｅ棟３Ｆ
株式会社湘南ベルマーレ
代表取締役　雲出　哲也

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,406,967	流動負債	1,348,216
固定資産	105,164	固定負債	73,622
有形固定資産	89,397	負債合計	1,421,839
無形固定資産	8,577	株主資本	90,292
投資その他の資産	7,190	資本金	709,472
		資本剰余金	339,672
		資本準備金	339,672
		利益剰余金	△958,852
		その他利益剰余金	△958,852
		純資産合計	90,292
資産合計	1,512,132	負債・純資産合計	1,512,132

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,867,347
売上原価	2,971,404
売上総利益	895,942
販売費及び一般管理費	739,217
営業利益	156,725
営業外収益	34,992
営業外費用	4,569
経常利益	187,148
特別損失	68,516
税引前当期純利益	118,631
法人税、住民税及び事業税	27,426
法人税等調整額	1,589
当期純利益	89,616

第３期決算公告

令和８年10月19日
東京都台東区駒形二丁目６番７号
ＡＩ．Ｂビル１階
株式会社アイ・リスタ
代表取締役　小林　靖治

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,166
	固定資産	95,398
	繰延資産	802
	資産合計	109,367
負債及び純資産の部	流動負債	32,090
	株主資本	77,277
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	△112,722
	その他利益剰余金	△112,722
	（うち当期純損失）	(37,497)
	負債・純資産合計	109,367

第71期決算公告

令和８年10月19日
東京都新宿区四谷三栄町５番７号
株式会社水産社
代表取締役　熊澤　弘雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,491
	固定資産	5,200
	資産合計	46,691
負債及び純資産の部	流動負債	22,392
	固定負債	51,570
	負債合計	73,963
	株主資本	△27,271
	資本金	10,100
	利益剰余金	△37,371
	その他利益剰余金	△37,371
	（うち当期純損失）	(535)
	純資産合計	△27,271
	負債・純資産合計	46,691

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
東京都新宿区四谷三栄町五番七号
株式会社水産社
代表取締役　熊澤　弘雄

第10期決算公告

令和８年10月19日
東京都港区虎ノ門一丁目２番８号
株式会社フィールドパートナーズインベストメント
代表取締役　長澤　泰輔

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24
	合計	24
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	23
	資本金	30
	利益剰余金	△6
	その他利益剰余金	△6
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	24

第18期決算公告

令和８年10月19日
東京都港区南青山四丁目17番２号
ＹＣ．Ｐｂｕｉｌｄｉｎｇ
株式会社ＹＣ・Ｐｒｉｍａｒｉｌｙ
代表取締役　下島　豊

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,421,812
	固定資産	1,955,335
	繰延資産	1,833
	資産合計	4,378,980
負債及び純資産の部	流動負債	573,638
	固定負債	1,285,495
	株主資本	2,519,847
	資本金	5,500
	利益剰余金	2,514,347
	その他利益剰余金	2,514,347
	（うち当期純利益）	(1,010,856)
	負債・純資産合計	4,378,980

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｎａｇｉｓａ（住所東京都千代田区紀尾井町一番五－一九〇一号）に対して当社の不動産事業及びその附随事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十九日
東京都港区南青山四丁目一七番二号ＹＣ．Ｐｂｕｉｌｄｉｎｇ
株式会社ＹＣ・Ｐｒｉｍａｒｉｌｙ
代表取締役　下島　豊

決　算　公　告

令和８年10月19日

東京都渋谷区代官山町12番19号
第３横芝ビルＢ１

株式会社Ｖ＆Ｋ

代表取締役　岡本ビクトル栄

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	162,262
	固定資産	170,685
	合計	332,947
負債及び純資産の部	流動負債	110,444
	固定負債	82,876
	株主資本	139,627
	資本金	6,500
	利益剰余金	133,127
	その他利益剰余金	133,127
	（うち当期純利益）	(29,862)
	合計	332,947

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百六十二万五千円減少し四百八十七万五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都渋谷区代官山町一二番一九号第三横芝ビルＢ一

代表取締役　株式会社Ｖ＆Ｋ
　　岡本ビクトル栄

第19期決算公告

令和８年９月24日

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
渋谷マークシティウエスト19階

株式会社ヴェリタス・インベストメント

代表取締役　川田　秀樹

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,627,353
	固定資産	3,767,115
	資産合計	21,394,469
負債及び純資産の部	流動負債	6,504,780
	（うち賞与引当金）	(14,816)
	固定負債	8,878,357
	（うち役員退職慰労引当金）	(119,675)
	負債合計	15,383,137
	株主資本	6,011,219
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	5,861,219
	その他利益剰余金	5,861,219
	（うち当期純利益）	(793,806)
	評価・換算差額等	112
	その他有価証券評価差額金	112
	純資産合計	6,011,331
	合計	21,394,469

決　算　公　告

令和８年10月19日

川崎市高津区溝口一丁目12番10号
ウエストキャニオンビル１階

株式会社三力商事

代表取締役　金　宏一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	277,009
	固定資産	167,618
	合計	444,627
負債及び純資産の部	流動負債	110,250
	株主資本	334,377
	資本金	3,000
	資本剰余金	50,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	281,377
	その他利益剰余金	281,377
	（うち当期純利益）	(55,351)
	合計	444,627

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三星（住所神戸市長田区若松町一丁目六番三号）に対して当社の西日本地域における飲食店事業及びこれに附帯関連する一切の権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十月九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

川崎市高津区溝口一丁目一二番一〇号
ウエストキャニオンビル一階
株式会社三力商事

代表取締役　金　宏一

決　算　公　告

令和８年10月19日

東京都渋谷区神山町２番９号フォーラム神山２Ｆ

株式会社ナダ・ホールディングス

代表取締役　鄧　　橋

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		2,646,496	流動負債		2,338,827
固定資産		375,336	固定負債		80,276
			株主資本		602,728
			資本金		100,000
			資本剰余金		498,190
			資本準備金		296,595
			その他資本剰余金		201,595
			利益剰余金		4,538
			その他利益剰余金		4,538
			（うち当期純損失）		(20,579)
資産合計		3,021,832	負債・純資産合計		3,021,832

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億二千五百万円減少し金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都渋谷区神山町二番九号フォーラム神山二Ｆ

株式会社ナダ・ホールディングス

代表取締役　鄧　　橋

第21期決算公告

令和８年10月19日

沖縄県石垣市字登野城618番地山興ビル２Ｆ

農業生産法人株式会社ＪＡＰＡＮ　ＦＡＲＭ　ＰＡＲＴＮＥＲ

代表取締役　楠本修二郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	622,061	流動負債	313,579
固定資産	3,413,332	負債合計	313,579
		株主資本	3,721,815
		資本金	400,000
		資本剰余金	3,399,250
		資本準備金	3,399,250
		利益剰余金	△77,435
		その他利益剰余金	△77,435
		（繰越利益剰余金）	(△77,435)
		（うち当期純損失）	(40,511)
		純資産合計	3,721,815
資産合計	4,035,394	負債・純資産合計	4,035,394

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億五千万五百円減少し金五千万円とし、資本準備金の額金三十四億九千九百二十四万五百円を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

沖縄県石垣市字登野城六一八番地山興ビル二Ｆ

農業生産法人株式会社ＪＡＰＡＮ　ＦＡＲＭ　ＰＡＲＴＮＥＲ

代表取締役　楠本修二郎

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三三一、八〇九、九五七円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

三重県松阪市嬉野釜生田町三六七番地一

ケー・アイ技術株式会社

代表取締役　石川　研人

第37期決算公告

令和８年10月19日

三重県松阪市嬉野釜生田町367番地１

ケー・アイ技術株式会社

代表取締役　石川　研人

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	662,670
	固定資産	482,656
	資産合計	1,145,326
負債及び純資産の部	流動負債	616,391
	賞与引当金	1,200
	固定負債	226,326
	株主資本	302,609
	資本金	10,000
	利益剰余金	292,609
	その他利益剰余金	292,609
	（うち当期純利益）	(4,375)
	負債・純資産合計	1,145,326

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

京都府京田辺市三山木野神九六番地三

株式会社オーエスエンヂニアリング

代表取締役　大森　俊作

第８期決算公告

令和８年10月19日

京都府京田辺市三山木野神96番地３

株式会社オーエスエンヂニアリング

代表取締役　大森　俊作

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,637
	合計	7,637
負債純資産及の部	流動負債	1,302
	株主資本	6,335
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,335
	その他利益剰余金	1,335
	（うち当期純利益）	(273)
	合計	7,637

第６期決算公告

令和８年10月19日

札幌市白石区東札幌五条二丁目４番30号

公益財団法人大谷喜一記念財団

代表理事　大谷　喜一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27
	固定資産	16,040
	合計	16,068
負味財及産びの正部	流動負債	27
	固定負債	0
	負債合計	27
	指定正味財産	16,040
	一般正味財産	0
	正味財産合計	16,040
	合計	16,068

新設分割公告

当社は、新設分割により、当社の新設分割計画書に定めた事業用不動産に関する権利義務を、新たに設立する株式会社ネクスト（本店　兵庫県神戸市中央区加納町二丁目三番一五号　三階）に承継させることといたしましたので、公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

神戸市中央区加納町二丁目三番一五号

株式会社神戸マリンインダストリー

代表取締役　浅倉　直喜

決算公告

令和８年10月19日

神戸市中央区加納町二丁目３番15号

株式会社神戸マリンインダストリー

代表取締役　浅倉　直喜

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,035,671
	固定資産	534,144
	合計	2,569,816
負債純資産及の部	流動負債	773,206
	固定負債	230,896
	株主資本	1,565,713
	資本金	9,900
	利益剰余金	1,555,813
	繰越利益剰余金	1,555,813
	（うち当期純利益）	(379,978)
	合計	2,569,816

第78期決算公告

令和８年10月16日

静岡県浜松市中央区薬師町70番地

サンショウ株式会社

代表取締役　藤村　泰生

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	12,269
	固定資産	1,338
	合計	13,607
負債純資産及の部	流動負債	792
	固定負債	339
	株主資本	12,476
	資本金	110
	資本剰余金	2
	（資本準備金）	(2)
	利益剰余金	12,364
	（利益準備金）	(27)
	（その他利益剰余金）	(12,336)
	合計	13,607

※　当期純利益　707百万円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都港区赤坂三丁目一一番一五号

ＶＯＲＴ赤坂見附四Ｆ

（甲）オスカージャパン株式会社

代表取締役　名嘉　銀河

東京都港区赤坂三丁目一一番一五号

ＶＯＲＴ赤坂見附四Ｆ

（乙）株式会社オスカー

代表取締役　名嘉　銀河

第３期決算公告

令和８年10月19日

東京都港区赤坂三丁目11番15号

ＶＯＲＴ赤坂見附４Ｆ

オスカージャパン株式会社

代表取締役　名嘉　銀河

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	37,958,925
	固定資産	27,550,200
	合計	65,509,125
負債純資産及の部	流動負債	31,770,113
	固定負債	23,117,400
	株主資本	10,621,612
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	621,612
	その他利益剰余金	621,612
	（うち当期純利益）	(238,896)
	合計	65,509,125

第11期決算公告

令和８年10月19日

東京都港区赤坂三丁目11番15号

ＶＯＲＴ赤坂見附４Ｆ

株式会社オスカー

代表取締役　名嘉　銀河

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	17,258,730
	固定資産	122,859
	合計	17,381,589
負債純資産及の部	流動負債	14,884,885
	固定負債	11,356,000
	株主資本	△8,859,296
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	△26,859,296
	その他利益剰余金	△26,859,296
	（うち当期純利益）	(9,789,033)
	合計	17,381,589

決算公告

令和８年10月19日

福岡県田川市大字位登1745番地１

トリスミ住宅資材株式会社

代表取締役　貝本　貴哉

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,792
	固定資産	7,015
	合計	64,808
負債純資産及の部	流動負債	59,050
	賞与引当金	600
	株主資本	5,757
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,242
	その他利益剰余金	△4,242
	（うち当期純利益）	(1,637)
	合計	64,808

第33期決算公告

令和８年10月19日
東京都荒川区西日暮里二丁目33番19号
株式会社インプラテックス
代表取締役　川合　保成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	408,587
	固定資産	21,746
	資産合計	430,333
負債及び純資産の部	流動負債	69,967
	固定負債	6,120
	株主資本	354,245
	資本金	10,000
	利益剰余金	344,245
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	341,745
	（うち当期純利益）	(644,533)
	負債・純資産合計	430,333

第41期決算公告

令和８年10月19日
東京都荒川区西日暮里二丁目33番19号
株式会社バイオデント
代表取締役　藤巻　広道

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,356,182
	固定資産	159,942
	資産合計	1,516,125
負債及び純資産の部	流動負債	245,005
	固定負債	126,504
	株主資本	1,144,615
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,114,615
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,107,115
	（うち当期純利益）	(203,260)
	負債・純資産合計	1,516,125

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
東京都荒川区西日暮里二丁目三三番一九号
（甲）株式会社バイオデント
代表取締役　藤巻　広道
東京都荒川区西日暮里二丁目三三番一九号
（乙）株式会社インプラテックス
代表取締役　川合　保成

第23期決算公告

令和８年10月19日
高知県高知市大津乙2120番地５
株式会社サンライズクリーニング
代表取締役　山下　浩明

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,067
	固定資産	12,227
	合計	21,295
負債及び純資産の部	流動負債	46,075
	固定負債	14,355
	株主資本	△39,135
	資本金	3,000
	利益剰余金	△42,135
	その他利益剰余金	△42,135
	（うち当期純損失）	(1,831)
	合計	21,295

第23期決算公告

令和８年10月19日
愛媛県宇和島市中沢町一丁目２番35号
株式会社ヤマシタクリーニング
代表取締役　山下　浩明

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,361
	固定資産	70,569
	合計	130,931
負債及び純資産の部	流動負債	3,923
	固定負債	42,016
	株主資本	84,991
	資本金	3,000
	利益剰余金	81,991
	その他利益剰余金	81,991
	（うち当期純利益）	(568)
	合計	130,931

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
愛媛県宇和島市中沢町一丁目二番三五号
（甲）株式会社ヤマシタクリーニング
代表取締役　山下　浩明
高知県高知市大津乙二一二〇番地五
（乙）株式会社サンライズクリーニング
代表取締役　山下　浩明

決算公告

令和８年10月19日
東京都葛飾区小菅四丁目９番９号
松岡商事株式会社
代表取締役　松岡　良司

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,809,069
	固定資産	3,360,357
	資産合計	28,169,427
負債及び純資産の部	流動負債	1,358,525
	固定負債	60,863,880
	株主資本	△34,052,978
	資本金	88,000
	資本剰余金	508,297
	利益剰余金	△34,649,276
	利益準備金	2,000
	任意積立金	630,000
	繰越利益剰余金	△35,281,276
	（うち当期純利益）	(117,062)
	負債・純資産合計	28,169,427

決算公告

令和８年10月19日
東京都葛飾区小菅四丁目９番９号
株式会社エコハイツ
代表取締役　松岡　良司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,774
	固定資産	244,982
	資産合計	249,757
負債及び純資産の部	流動負債	24,538
	固定負債	81,596
	株主資本	143,622
	資本金	3,000
	利益剰余金	140,622
	繰越利益剰余金	140,622
	（うち当期純利益）	(7,417)
	負債・純資産合計	249,757

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十九日
東京都葛飾区小菅四丁目九番九号
（甲）株式会社エコハイツ
代表取締役　松岡　良司
東京都葛飾区小菅四丁目九番九号
（乙）松岡商事株式会社
代表取締役　松岡　良司

第21期決算公告

令和８年10月19日
東京都千代田区九段南一丁目５番６号
りそな九段ビル５Ｆ　ＫＳフロア
株式会社ＳＣプランニング
代表取締役　佐藤　浩

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,769
	固定資産	30
	繰延資産	0
	資産合計	4,799
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	0
	株主資本	4,729
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,729
	その他利益剰余金	1,729
	（うち当期純利益）	(270)
	負債・純資産合計	4,799

第９期決算公告

令和８年10月19日
東京都千代田区神田須田町一丁目26番地17
ラシーヌ神田ビル７階
株式会社フォルテックス
代表取締役　佐藤　浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	148,229
	固定資産	146,345
	繰延資産	1,624
	資産合計	296,198
負債及び純資産の部	流動負債	36,469
	固定負債	96,542
	株主資本	163,187
	資本金	8,000
	利益剰余金	155,187
	その他利益剰余金	155,187
	（うち当期純利益）	(39,278)
	負債・純資産合計	296,198

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日
東京都千代田区神田須田町一丁目二六番地一七ラシーヌ神田ビル七階
（甲）株式会社フォルテックス
代表取締役　佐藤　浩
東京都千代田区九段南一丁目五番六号
りそな九段ビル五Ｆ　ＫＳフロア
（乙）株式会社ＳＣプランニング
代表取締役　佐藤　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都江東区豊洲二―五―一―一五一三号

（甲）株式会社アテナ

代表取締役　馬場　隆之

東京都江東区豊洲二―五―一―一五一三号

（乙）株式会社ＲＨＥＡ

代表取締役　馬場　隆之

第17期決算公告　令和８年10月19日

東京都江東区豊洲２－５－１－1513号

株式会社アテナ

代表取締役　馬場　隆之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,863
	固定資産	458,741
	資産合計	488,604
負純資債及産のび部	流動負債	1,562
	固定負債	468,578
	負債合計	470,141
	株主資本	18,463
	資本金	11,000
	利益剰余金	7,463
	その他利益剰余金	7,463
	（うち当期純利益）	(221)
	純資産合計	18,463
	負債・純資産合計	488,604

第14期決算公告　令和８年10月19日

東京都江東区豊洲２－５－１－1513号

株式会社ＲＨＥＡ

代表取締役　馬場　隆之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,273
	固定資産	111,629
	資産合計	133,903
負純資債及産のび部	流動負債	892
	固定負債	100,838
	負債合計	101,730
	株主資本	32,172
	資本金	1,000
	利益剰余金	31,172
	その他利益剰余金	31,172
	（うち当期純利益）	(3,496)
	純資産合計	32,172
	負債・純資産合計	133,903

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都大島町元町四丁目六番一二号

（甲）株式会社Ｓｍａｒｔ　Ｓｐａｃｅ

代表取締役　上澤　智宏

東京都大島町元町四丁目六番一二号

（乙）株式会社Ｓｍａｒｔ　Ｒｅｓｏｒｔ

代表取締役　上澤　智宏

第１期決算公告

令和８年10月19日

東京都大島町元町四丁目６番12号

株式会社Ｓｍａｒｔ　Ｓｐａｃｅ

代表取締役　上澤　智宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,815
	固定資産	46,094
	繰延資産	558
	資産合計	58,468
負純資債及産のび部	流動負債	8,886
	固定負債	1,860
	株主資本	47,722
	資本金	1,000
	利益剰余金	46,722
	その他利益剰余金	46,722
	（うち当期純損失）	(1,495)
	負債・純資産合計	58,468

第１期決算公告

令和８年10月19日

東京都大島町元町四丁目６番12号

株式会社Ｓｍａｒｔ　Ｒｅｓｏｒｔ

代表取締役　上澤　智宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,350
	固定資産	10,571
	資産合計	24,921
負純資債及産のび部	流動負債	16,415
	固定負債	10,984
	株主資本	△2,478
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,405
	その他資本剰余金	6,405
	利益剰余金	△18,884
	その他利益剰余金	△18,884
	（うち当期純損失）	(18,884)
	負債・純資産合計	24,921

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十九日

神奈川県厚木市旭町一丁目八番四号

（甲）株式会社神誠

代表取締役　仲村　和明

横浜市栄区笠間一丁目九番三号

（乙）株式会社かおる葬祭

代表取締役　仲村　和明

第28期決算公告

令和８年10月19日

神奈川県厚木市旭町一丁目８番４号

株式会社神誠

代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	157,073,741
	固定資産	614,232,737
	資産合計	771,306,478
負純資債及産のび部	流動負債	543,226,332
	固定負債	90,081,100
	株主資本	137,999,046
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	127,999,046
	その他利益剰余金	127,999,046
	（うち当期純利益）	(66,146,530)
	負債・純資産合計	771,306,478

第34期決算公告

令和８年10月19日

横浜市栄区笠間一丁目９番３号

株式会社かおる葬祭

代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,872,790
	固定資産	384,943,815
	資産合計	591,816,605
負純資債及産のび部	流動負債	147,955,754
	固定負債	233,488,700
	株主資本	210,372,151
	資本金	11,000,000
	利益剰余金	199,372,151
	利益準備金	2,750,000
	その他利益剰余金	196,622,151
	（うち当期純利益）	(112,142,194)
	負債・純資産合計	591,816,605

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

横浜市神奈川区松ヶ丘三七番一

（甲）株式会社山本理顕設計工場

代表取締役　山本　理顕

横浜市神奈川区泉町一五番地の五

（乙）株式会社山本ビル管理

代表取締役　山本　理顕

第53期決算公告

令和８年10月19日

横浜市神奈川区松ヶ丘37番１

株式会社山本理顕設計工場

代表取締役　山本　理顕

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	331,987
	固定資産	52,182
	合計	384,169
負純資債及産のび部	流動負債	81,214
	固定負債	118,299
	株主資本	184,654
	資本金	10,000
	利益剰余金	174,654
	その他利益剰余金	174,654
	（うち当期純利益）	(121,688)
	合計	384,169

第８期決算公告

令和８年10月19日

横浜市神奈川区泉町15番地の５

株式会社山本ビル管理

代表取締役　山本　理顕

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,875
	固定資産	297,538
	合計	299,414
負純資債及産のび部	流動負債	31,695
	固定負債	272,554
	株主資本	△4,835
	資本金	500
	利益剰余金	△5,335
	その他利益剰余金	△5,335
	（うち当期純損失）	(73)
	合計	299,414

第19期決算公告

令和８年10月19日

福岡県糟屋郡久山町大字久原3226番地５

西日本ジェット・ライン株式会社

代表取締役　田邉　照美

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,014
	固定資産	1,345
	合計	2,360
負債及び純資産の部	流動負債	743
	固定負債	1,042
	株主資本	574
	資本金	10
	利益剰余金	564
	その他利益剰余金	564
	（うち当期純利益）	(86)
	合計	2,360

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社T－CLOVER（住所福岡県糟屋郡久山町大字久原三二二八番地四）に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十九日

福岡県糟屋郡久山町大字久原三二二六番地五

西日本ジェット・ライン株式会社

代表取締役　田邉　照美

第62期決算公告

令和８年10月19日

静岡県浜松市中央区安間町264番地の１

大興産業株式会社

代表取締役社長　松井　康浩

貸借対照表の要旨

（令和８年７月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,162,899
	固定資産	3,843,269
	資産合計	6,006,168
負債及び純資産の部	流動負債	2,030,775
	（うち賞与引当金）	(56,436)
	固定負債	1,029,986
	（うち退職給付引当金）	(258,287)
	（うち役員退職慰労引当金）	(41,716)
	負債合計	3,060,762
	株主資本	2,615,632
	資本金	413,500
	資本剰余金	333,000
	資本準備金	333,000
	利益剰余金	1,950,604
	利益準備金	46,297
	その他利益剰余金	1,904,307
	（うち当期純利益）	(33,824)
	自己株式	△81,472
	評価・換算差額等	329,774
	その他有価証券評価差額金	329,774
	純資産合計	2,945,406
	負債・純資産合計	6,006,168

第34期決算公告

令和８年10月19日

新潟県村上市勝木1044番地４

株式会社山北鮮魚センター

代表取締役　本間　秀信

貸借対照表の要旨（令和７年12月25日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	450,702
	固定資産	94,082
	資産合計	544,785
負債及び純資産の部	流動負債	59,489
	固定負債	382,709
	株主資本	102,586
	資本金	30,000
	資本剰余金	36,214
	その他資本剰余金	36,214
	利益剰余金	36,372
	その他利益剰余金	36,372
	（うち当期純損失）	(2,000)
	負債・純資産合計	544,785

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十九日

新潟県村上市勝木一〇四四番地四

（甲）株式会社山北鮮魚センター

代表取締役　本間　秀信

新潟県村上市勝木九八五番地一

（乙）有限会社山北食品

代表取締役　本間　七助

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月十九日

東京都台東区浅草橋三丁目二四番三号

第三菊星ビル

（甲）Trainspot株式会社

代表取締役　クスタース・マリック・ハインリッヒ・ロジャー

東京都台東区浅草橋三丁目二四番三号

第三菊星ビル

（乙）STARBEER PRODUCTIONS株式会社

代表取締役　クスタース・マリック・ハインリッヒ・ロジャー

第19期決算公告

令和８年10月19日

東京都港区虎ノ門一丁目２番８号

株式会社フィールド・パートナーズ

代表取締役　長澤　泰輔

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,421
	固定資産	5,038
	資産合計	26,459
負債及び純資産の部	流動負債	13,798
	賞与引当金	177
	工事損失引当金	496
	固定負債	65
	負債合計	13,863
	株主資本	11,709
	資本金	213
	資本剰余金	101
	資本準備金	101
	利益剰余金	11,395
	利益準備金	47
	その他利益剰余金	11,347
	（うち当期純利益）	(2,806)
	評価・換算差額等	886
	その他有価証券評価差額金	886
	純資産合計	12,596
	負債・純資産合計	26,459

第14期決算公告

令和８年10月19日

東京都台東区浅草橋三丁目24番３号

第三菊星ビル

STARBEER PRODUCTIONS株式会社

代表取締役　クスタース・マリック・ハインリッヒ・ロジャー

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,716
	合計	49,716
負債及び純資産の部	流動負債	43,674
	株主資本	6,041
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,041
	その他利益剰余金	1,041
	（うち当期純利益）	(1,011)
	合計	49,716

第21期決算公告

令和８年10月19日

東京都台東区浅草橋三丁目24番３号

第三菊星ビル

Trainspot株式会社

代表取締役　クスタース・マリック・ハインリッヒ・ロジャー

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,891
	固定資産	7,219
	合計	75,111
負債及び純資産の部	流動負債	7,346
	固定負債	23,100
	株主資本	44,664
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,664
	その他利益剰余金	34,664
	（うち当期純利益）	(17,703)
	合計	75,111